

田原市業務継続計画

(地震津波災害対策編)

平成25年3月
(令和5年3月改定)

田原市

はじめに

本市は、平成14年4月24日に「東海地震の地震防災強化地域」に指定、平成26年3月28日には「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定され、大規模災害の発生が危惧される地域に位置している。

南海トラフ地震等大規模な地震災害が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、物資、人、情報、ライフライン等利用できる資源に制約を受け、行政機能が低下することも予想されるが、復旧・復興を始め、市民生活等を支える行政機能を維持することが求められる。

こうした状況を受け、本市では大規模地震発生時にも必要な業務を継続できるよう平成25年3月に「田原市業務継続計画（地震津波災害対策編）」を策定し、これに基づき各部課において業務継続力の向上に向けた取組みを推進してきた。

そのような中、国の中央防災会議において、南海トラフ地震を想定地震とした被害想定を基に、平成26年3月に「南海トラフ地震防災推進基本計画」が策定された。

また、愛知県の防災会議地震部会においても、平成26年3月に「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」が公表された。

本市においても、平成26年度に行った調査を基に、平成27年3月に「田原市南海トラフ地震被害予測調査業務報告書」を取りまとめた。

これらの南海トラフ地震の被害想定や必要な対策を踏まえ、今後も持続的に業務継続力を高めていくため、「南海トラフ地震想定」として田原市業務継続計画を改定した。

本計画は、行政機能が低下した場合においても、何よりも災害応急対策活動や災害復旧・復興活動を最優先に実施する一方で、災害時であっても継続して実施しなければならない優先度の高い通常業務を選定し、災害発生時の業務の立上げ時間の短縮や、限られた状況下における資源配分や手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等の措置をすることで、適切な業務執行の向上と、更には事業者が業務継続計画を策定する上で必要となる市の災害応急対策活動や災害復旧・復興活動を示すことを目的として策定したもので、災害応急対策活動等や優先度の高い通常業務に対する目標復旧時間を定めるとともに、計画の発動基準、中長期的に対応すべき取組みなどについてまとめたものである。

目次

はじめに

第1章	業務継続計画の位置付けと基本方針	
1	業務継続計画の必要性	1
2	田原市地域防災計画との関係	1
3	業務継続計画の地域防災計画への反映	2
4	業務継続計画の基本方針	2
第2章	前提条件としての被害想定	
1	想定地震と被害想定	3
2	公共施設等の被害想定	13
3	職員参集の想定	16
第3章	非常時優先業務の選定	
1	非常時優先業務の選定	20
2	目標復旧時間の設定	20
第4章	業務継続計画の発動及び運用	
1	業務継続計画の発動等	23
2	業務継続計画の更新	25
3	訓練等の実施	25
第5章	業務継続力の向上に向けた取組み	
1	防災拠点としての庁舎等の機能強化	26
2	職員の確保	27
3	情報収集体制の確立	28
4	報道・広報体制の強化	28
5	業務継続体制の強化	28
6	各種届出・許認可申請の受理等	29
第6章	非常時優先業務の一覧	
	全業務編（組織別）	31

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針

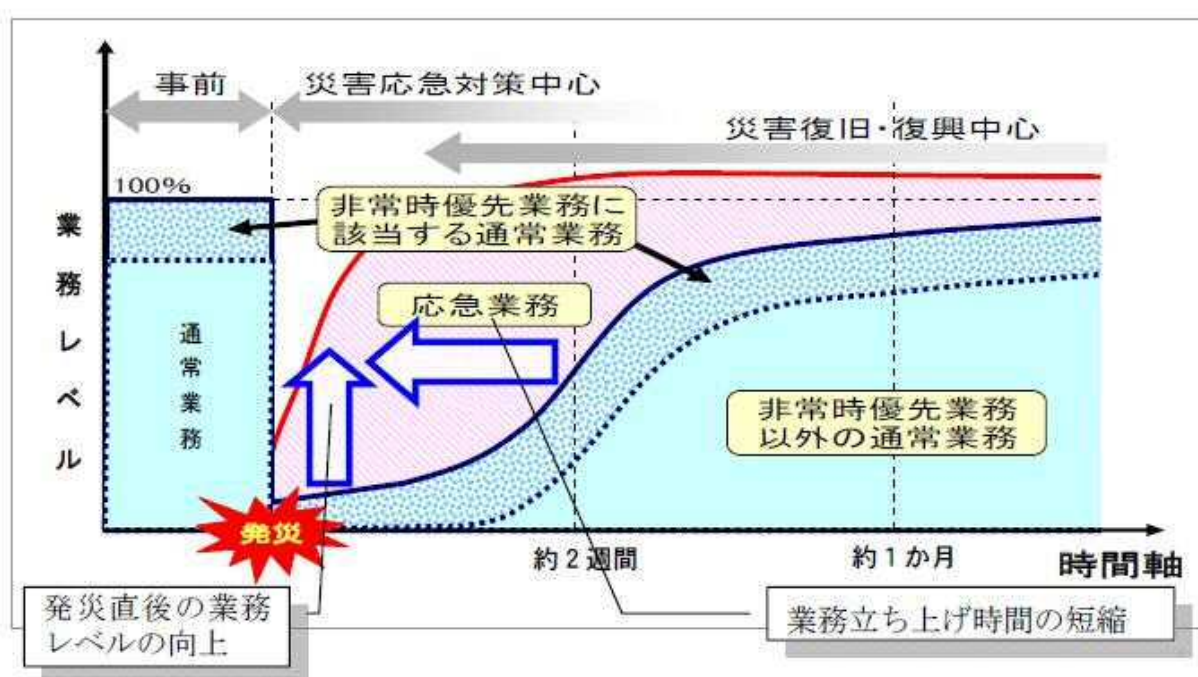
1 業務継続計画の必要性

大規模な地震発生時には、被災により地方自治体の行政機能の低下が懸念されるが、同時に人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった役割が求められる。

そのため、あらかじめ災害発生時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入し、早期復旧と行政機能の継続を図ることが必要である。

本市の業務継続計画は、大規模地震発生時に限られた資源を効率的に活用し、早期復旧・業務継続を実現し、市民・事業者の生命・身体・財産を守り、社会的機能を復旧することを目標として策定するものとする。

図1 業務継続計画策定による早期復旧・業務の継続のイメージ



※出典：内閣府「中央省庁業務継続ガイドライン第1版（一部加筆）」

2 田原市地域防災計画との関係

「田原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、田原市防災会議が策定する法定計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害予防から災害応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ防災対策の基本的な計画である。

一方、「業務継続計画」は、地震防災戦略における行政の減災施策の1つであり、あらかじめ災害応急活動や災害復旧・復興活動及び優先度の高い通常業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入することで、早期復旧・復興と行政機能の継続を図るなど、地域防災計画の実効性を高める市独自計画である。

表1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
位置付け	地震災害対策に関する総合的かつ基本的な計画	地域防災計画の細部計画及び通常業務復旧のための実行計画（実効性の確保）
策定組織	田原市防災会議	田原市
計画対象機関	田原市、防災関係機関等、事業者、市民	田原市
計画期間	災害予防から応急対策、復旧・復興	発災から1か月間
対象業務	災害予防業務	
	災害応急対策業務	災害応急対策業務（細部計画）
	災害復旧・復興業務	早期に実施すべき復旧業務（細部計画）
		優先度の高い通常業務
視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的被害（人的・物的）は想定されているが、行政の個別被害は未想定 ・対処すべき対策を遺漏なく記載 ・応急対策は、災害状況により変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政も甚大な被害があることが前提 ・非常時の優先業務を絞り込むこと ・業務の目標開始時期やレベル等の事前指定

3 業務継続計画の防災計画等への反映

各部長は、地域防災計画で定める災害予防、災害応急対策及び復旧・復興の実施に関し、防災上取るべき措置について、地域の実情や特性に合わせあらかじめ定めることとする。

また、各部長は、業務継続計画に基づき、目標復旧時間、人員体制の確保、意思決定手順、権限代行、物資等の資源の確保等に関して、既存の田原市災害時受援計画や各班の災害対策本部運営チェックマニュアルに反映させるものとする。

4 業務継続計画の基本方針

南海トラフ地震など、市民や市の社会経済活動に甚大な被害を及ぼす地震津波災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するために、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等を検討し、業務継続計画を策定、実施していくものとする。

■基本方針

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市内の社会経済活動機能の早期復旧・維持に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢をとり、資源を最大限に有効活用する。

第2章 前提条件としての被害想定等

本計画の前提条件となる想定地震とそれに基づく被害想定、ライフラインの被害状況・復旧日数等については次のとおりとし、本章の想定を基に非常時優先業務を選定するとともに、優先業務の順位付けに役立てるものとする。

1 想定地震と被害想定

(1) 想定地震

本計画の前提とする想定地震は、避難の徹底の観点から中央防災会議が公表した「南海トラフの巨大地震(地震動M9.0、津波M9.1)」とする。

(2) 被害想定

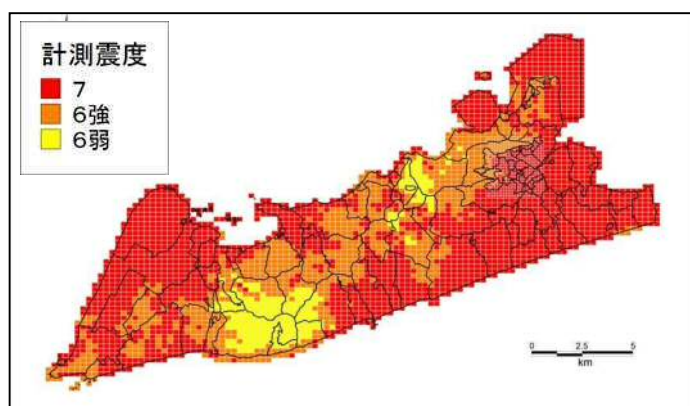
愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の「理論上最大想定モデル(地震動：陸側ケース・東側ケース、津波：ケース①)」の結果を被害想定とする。

なお、本計画では職員の参集条件が一番厳しいと予想される時間帯の冬の朝5時に設定している。

●地震動予測(「地域防災計画」より抜粋)

地震動予測については、田原市の平野の大部分で震度7を示す結果となった。

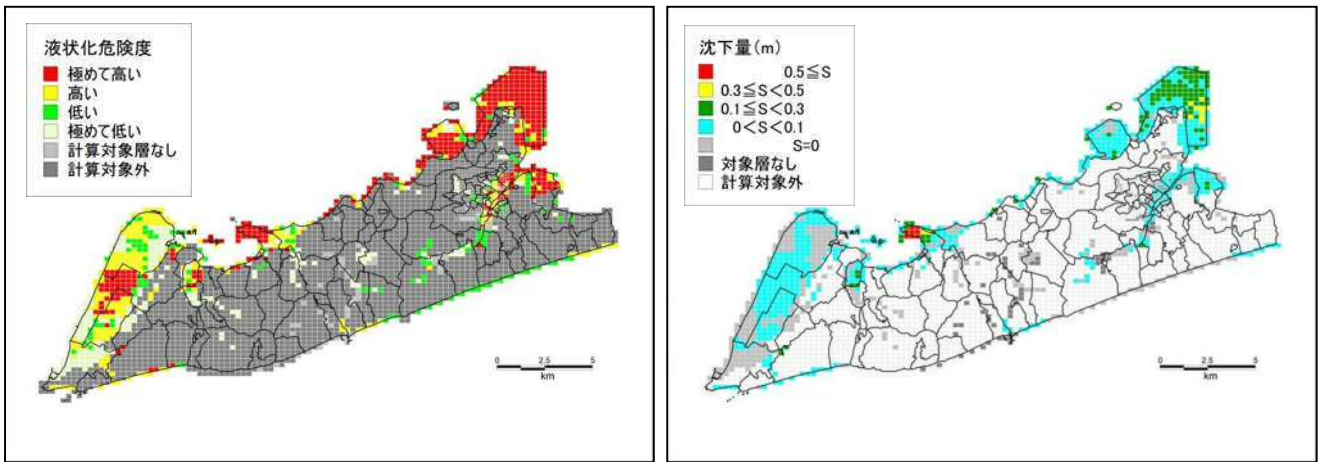
図1-1 陸側ケースと東側ケースの最大値



●液状化危険度予測(「地域防災計画」より抜粋)

液状化危険度については、埋立地や砂州、川沿いの低地等において、液状化の危険度が高くなっている。

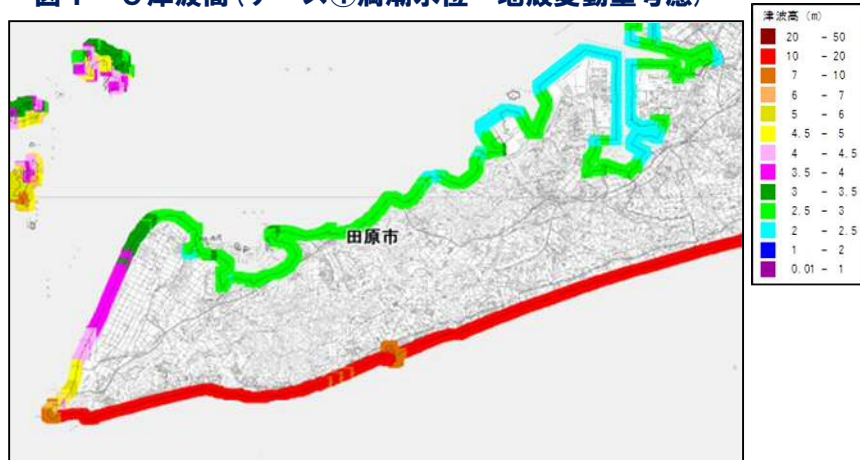
図 1 - 2 液状化危険度 (陸側ケースと東側ケースの最大値) 及び液状化に伴う沈下量 (陸側ケース)



●津波の予測 (「地域防災計画」より抜粋)

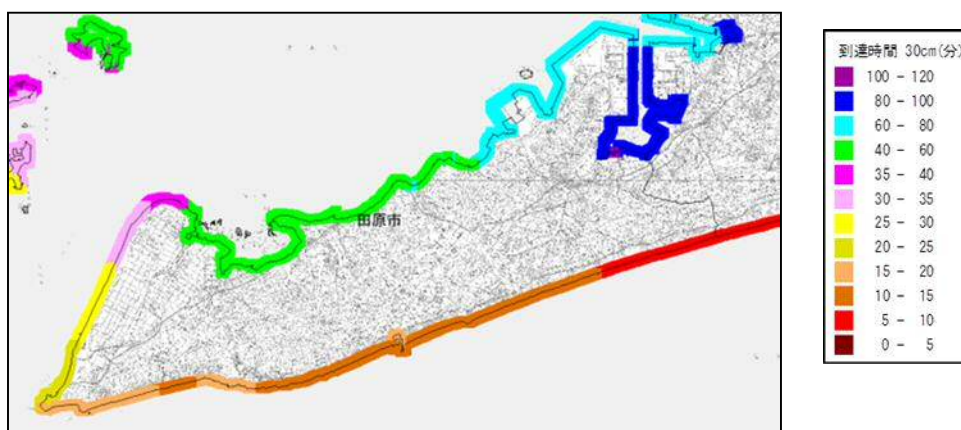
津波については、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査のうち、本市関係分を抜粋した。

図 1 - 3 津波高 (ケース①満潮水位 地殻変動量考慮)



沿岸に津波高 (+30cm) の津波が到達する時間は、遠州灘側では、災害発生後約 6 分で津波が押し寄せるが、三河湾側では、災害発生後 30 分～1 時間以上経過してからである。

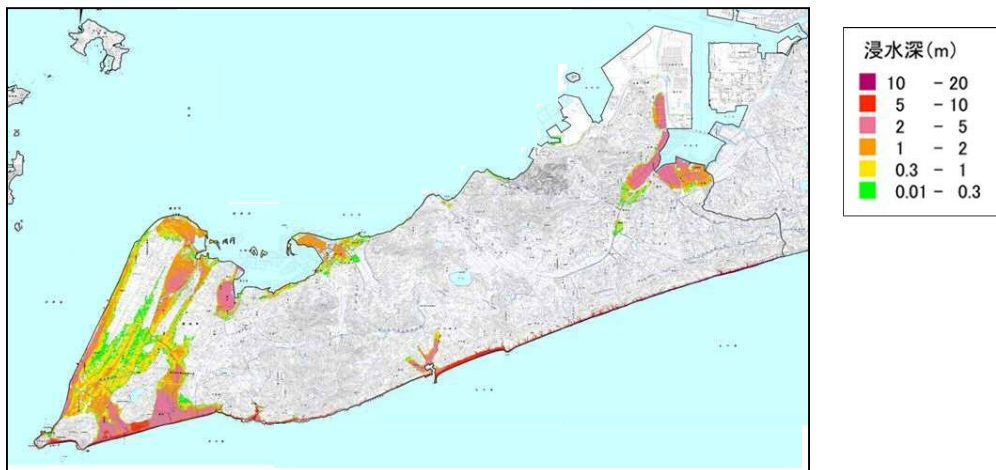
図 1 - 4 津波到達時間 (ケース①津波高+30)



●最大浸水深分布（「地域防災計画」より抜粋）

汐川河口の低地部や渥美半島西端の低平地では、広い範囲にわたって浸水する。1 cm 以上浸水する面積は、最大で3, 145 haである。

図1-5 最大浸水深(ケース①)

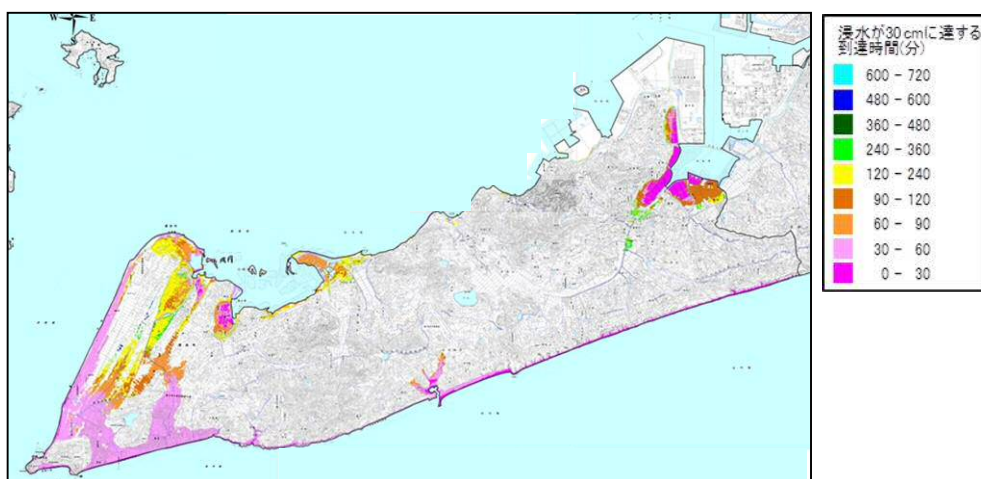


遠州灘側は、災害発生後数分で津波は到達するため、陸域での浸水も早くから発生する。一方、三河湾側でも、汐川河口部のように、災害発生後20分以内に深さ30 cm以上の浸水深に達する地域がある。

※設定条件

潮位は朔望平均満潮位（T.P. 1.0m）、堤防（土堰堤）は地盤の液状化等の影響により最大75%沈下

図1-6 浸水が30cmに達する時間(分)(ケース①)



ア 震度

市内のほとんどの地域で震度6弱以上の揺れになると想定される。

イ 人的被害

早期避難率が最も低いケースでは、市内の人的被害は、浸水・津波による死者988人を含む1,571人、負傷者は、重傷、軽傷合わせて3,523人と想定される。

ウ 避難者

建物被害や断水による避難者数は、避難所、避難所外合わせて、1日後は35,368人、1週間後は37,425人、1か月後は39,454人、市の人口の約6割と想定される。地区別でみると田原東部、童浦、田原中部、衣笠、神戸、福江、中山の各校区が2千人以上となっており、田原中部、神戸両校区では5千人以上の避難者が想定される。

エ 帰宅困難者

災害発生直後には、緊急輸送路の通行制限や道路・鉄道の路線点検等により不通となるため、帰宅困難者が発生する。平日の12時での帰宅困難者数は、職場や学校など所属先がある者が約3,600～約4,800人、私用等の目的で外出している者が約2,200～約2,600人、計5,800～7,500人に達すると想定される。この外、市内に滞在するサーファーや釣り人、観光客などが市外へ帰宅する帰宅困難者となることが想定される。

オ 建物被害

建物の被害は、建物棟数30,031棟のうち全壊12,423棟、半壊6,984棟と想定される。この内、揺れによる被害が最も多く、全壊9,777棟、半壊5,621棟と想定される。また、津波による全壊は817棟と想定される。

カ 急傾斜地・山腹崩壊

平成28年現在、市内に山腹崩壊危険地区83か所、崩壊土砂流出危険地区13か所、土石流危険溪流32か所、地すべり危険か所1か所、急傾斜地崩壊危険か所141か所、土砂災害警戒区域77か所、土砂災害特別警戒区域64か所が指定されている。

キ 液状化

臨海部埋立地、田原湾沿岸、汐川・池尻川・精進川・免々田川・天白川流域の低地、野田地区、福江地区、伊川津地区の河川流域や低地部などの地域で液状化の可能性がかなり高いと想定される。

ク 火災

出火地点は市内全域にわたると想定される。焼失棟数は市内で1,507棟と想定される。地区別では中山校区419棟、田原中部校区223棟、福江校区219棟と予測される。

南海トラフ地震の場合は、津波火災も懸念される。

ケ ライフライン

上水道は、市内で約3,000か所(4.67%の被害率)の被害が発生し、被災直後市内給水人口60,000人全域で断水すると想定される。下水道は、市内で管路延長約200kmのうち約40kmで被害(16%の被害率)が発生すると想定される。

電柱被害は、被災直後市内約31,000本の配電柱本数のうち約1,100本

(3.6%の被害率)で発生し、全需要家数約43,000戸のうち約38,000戸(89%の停電率)で停電が発生、固定電話回線数約13,000戸のうち約11,000戸で不通になると想定され、携帯電話も被災1日後では停波基地局率が84%と想定され、また輻輳の可能性が高い。ガスについては、LPガスが重要世帯数約18,000世帯のうち約10,000世帯の機能支障世帯が発生し、都市ガス需要家数約200戸のうち約130戸が復旧対象個数と想定される。

コ 道路・鉄道

市内の緊急輸送道路等で被害が発生し、大規模な損傷を被ることも想定され、1箇月程度以上にわたって通行規制となる区間が生じると想定される。

鉄道は、市内で豊橋鉄道渥美線が地震による影響を受け、震度6弱以上又は浸水による場合は復旧まで1箇月以上要すると想定される。また、市外も不通となる路線が発生する可能性がある。

サ 港湾施設

三河港田原ふ頭では、1バースが耐震岸壁として整備済みであるが、非耐震バース(2バース)が液状化に伴い沈下し被害が発生することも懸念される。また、この外の港湾・漁港施設も被害発生の可能性が高い。

シ 災害廃棄物

建物の全・半壊や焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で約182万トン、津波堆積物は約77万トンに達すると想定される。

以上を表にまとめると次のとおりである。

表 1-1 被害想定結果

想定地震・津波	
被害想定	「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」 (愛知県実施) 「理論上最大想定モデル」 地震動：陸側ケース・東側ケース 津波：ケース①
季節・発生時刻	①冬の夕方(18時頃) ②春秋日中(12時頃) ③冬の早朝(5時頃)

表 1-2 建物被害(全壊・焼失棟数)

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①	(冬夕) 陸側ケース ケース①	(冬夕) 東側ケース ケース①
建物棟数	30,010 棟		30,031 棟	
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
揺れによる全壊	約 4,200 棟	約 9,700 棟	9,777 棟	10,279 棟
液状化による全壊	約 60 棟	約 60 棟	13 棟	13 棟
浸水・津波による全壊	約 100 棟	約 800 棟	548 棟	817 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 40 棟	約 50 棟	51 棟	36 棟
地震火災による焼失	約 800 棟	約 1,100 棟	1,507 棟	1,278 棟
合計	約 5,200 棟	約 12,000 棟	11,897 棟	12,423 棟

表 1-3 人的被害(死者数)

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①	(冬早朝) 陸側ケース ケース①	(冬早朝) 東側ケース ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
建物倒壊等による死者	約 200 人	約 500 人	530 人	549 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約 10 人	約 40 人	36 人	40 人
浸水・津波による死者*4	約 100 人	約 900 人	988 人	893 人
(うち自力脱出困難)*5	約 70 人	約 200 人	267 人	145 人
(うち逃げ遅れ)*6	約 40 人	約 700 人	721 人	748 人
急傾斜地崩壊等による死者	*	*	4 人	3 人
地震火災による死者	*	約 40 人	50 人	43 人
死者数合計	約 300 人	約 1,500 人	1,571 人	1,487 人

表 1-4 ライフライン被害

項目			愛知県	田原市	
			過去地震 最大モデル	陸側ケース	東側ケース
上水道 給水人口 約 60,000 人	断水人口	直後		約 60,000 人	約 60,000 人
		1 日後	約 60,000	約 59,000 人	約 59,000 人
		1 週間後		約 47,000 人	約 47,000 人
		1 か月後		約 19,000 人	約 17,000 人
下水道※1 処理人口 約 31,000 人	機能支障人口	直後		約 6,700 人	約 6,600 人
		1 日後	約 26,000 人	約 22,000 人	約 22,000 人
		1 週間後		約 4,500 人	約 4,300 人
		1 か月後		約 1,600 人	約 80 人
電力 需要家数 約 43,000 戸	停電軒数	直後		約 38,000 戸	約 38,000 戸
		1 日後	約 35,000 戸	約 35,000 戸	約 35,000 戸
		1 週間後		約 3,400 戸	約 3,100 戸
		1 か月後		約 2,700 戸	約 2,200 戸
通信【固定電話】 回線数 約 13,000 戸	不通回線数	直後		約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 日後	約 10,000 戸	約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 週間後		約 2,600 戸	約 2,300 戸
		1 か月後		約 1,200 戸	約 1,100 戸
通信【携帯電話】	停波基地局率	直後		17%	14%
		1 日後	82%	84%	83%
		1 週間後		23%	20%
		1 か月後		21%	18%
ガス【都市ガス】 需要家数※2 約 200 戸	復旧対象戸数	直後		約 130 戸	約 60 戸
		1 日後	約 200 戸	約 130 戸	約 60 戸
		1 週間後		約 140 戸	約 50 戸
		1 か月後		約 40 戸	約 20 戸
ガス【LPガス】 需要世帯数※2 約 18,000 世帯	機能支障世帯		約 7,200 世帯	約 10,000 世帯	約 10,000 世帯

※1 田原市では、公共下水道（全処理人口約 31,000 人）に加え、農業集落排水処理及びコミュニティプラント（合計処理人口約 28,000 人）を整備済みであるが、公共下水道以外は、被害量や復旧を想定するための手法やデータがないため、農業集落排水処理等の被害量及び復旧の想定は行っていない。

※2 都市ガス及びLPガスの全需要家数は、平成 24 年 1 月 1 日時点である。

表 1-5 その他の主な被害

(1) 避難者等

区分		愛知県	田原市	
		過去地震最大モデル	陸側ケース	東側ケース
避難者 (避難所避難者数)	1 日後	約 19,000 人	18,567 人	21,718 人
	1 週間後	約 23,000 人	19,335 人	20,771 人
	1 か月後	約 23,000 人	11,154 人	11,825 人
避難者 (避難所外避難者数)	1 日後		11,487 人	13,650 人
	1 週間後		14,595 人	16,654 人
	1 か月後		26,045 人	27,629 人
帰宅困難者数	平日 12 時	約 5,800~約 7,500 人	約 5,800~約 7,500 人	

(2) 物資不足

	田原市			
	陸側ケース		東側ケース	
	1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計	4～7日目の計
飲料水	259 トン	4,080 トン	274 トン	4,045 トン
食料	113,742 食	273,394 食	147,081 食	305,303 食
毛布	28,793 枚		35,096 枚	

(3) 医療機能支障

	田原市			
	陸側ケース		東側ケース	
	入院対応	外来対応	入院対応	外来対応
医療対応力不足数	約 1,400 人	約 2,100 人	約 1,300 人	約 1,800 人

(4) 災害廃棄物等

区分	愛知県	田原市			
	過去地震最大モデル	陸側ケース		東側ケース	
災害廃棄物 (がれき)	約 1,187 千トン	1,708 千トン	1,510 千m ³	1,818 千トン	1,603 千m ³
津波堆積物		769 千トン	526～699 千m ³	769 千トン	526～699 千m ³

参考 1-1 平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(平成26年3月)

項目		陸側ケース	東側ケース	
震度別面積 (km ²)	震度5弱以下	0	0	
	震度5強	0	8	
	震度6弱	28	29	
	震度6強	85	80	
	震度7	75	72	
液状化危険 度面積 (km ²)	液状 化 可 能 性	計算対象外	126	126
		対象層なし	1	1
		なし	12	16
		小	7	6
		中	12	10
		大	30	29
全壊・焼失棟数 冬夕18時発災 津波ケース⑦	揺れ	約9,000	約9,700	
	液状化	約60	約60	
	浸水・津波	約40	約50	
	急傾斜地崩壊等	約50	約50	
	火災	約1,400	約1,200	
	合計	約11,000	約11,000	
死者数 冬深夜5時発災 津波ケース① 早期避難率低	建物倒壊	約500	約500	
	うち屋内収容物 移動・転倒 屋内落下物	約30	約40	
	浸水・津波	約900	約900	
	うち自力脱出困難	約200	約200	
	うち逃げ遅れ	約700	約700	
	火災	約50	約40	
	合計	約1,500	約1,500	

※田原市抜粋

参考 1-2 ライフライン被害

ライフライン機能 支障 発災1日後 冬夕18時発災	上水道 (断水人口 (人))	約60,000
	下水道 (機能支障人口 (人))	約26,000
	電力 (停電件数 (軒))	約35,000
	固定電話 (普通回線数 (回線))	約10,000
	携帯電話 (低波基地局率 (%))	82
	都市ガス (復旧対象個数 (戸))	約200
	LPGガス (機能支障世帯数 (世帯))	約7,200
避難者数 (人) 冬夕18時発災	1日後	約19,000
	1週間後	約23,000
	1箇月後	約23,000

帰宅困難者数(人) 昼12時発災	約5,800～約7,500
災害廃棄物等 (千トン) 冬夕18時発災	約1,187

※田原市抜粋

参考1-3 津波被害

津波高(m) (渥美半島外海)	最大 想定 モデル	ケース①	21.0
		ケース⑥	18.9
		ケース⑦	9.3
		ケース⑧	13.4
		ケース⑨	18.0
		最大値	21.0
津波到達時間(分) 津波高+30cm (渥美半島外海)	最大 想定 モデル	ケース①	9
		ケース⑥	9
		ケース⑦	6
		ケース⑧	11
		ケース⑨	8
		最大値	6
浸水面積 (ha) 1cm以上	最大 想定 モデル	ケース①	3,138
		ケース⑥	2,139
		ケース⑦	1,454
		ケース⑧	2,235
		ケース⑨	2,843
		最大値	3,138

※田原市抜粋

参考2 内閣府 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定(H24.8.29発表)

■東海地方が大きく被災するケース

1 建物被害【全壊棟数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬18時、風速8m/s)】

(単位:棟)

区分	揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	火災	合計	堤防・水門の機能 不全による増分
愛知県	約243,000	約23,000	約2,600	約400	約119,000	約388,000	約1,300

2 人的被害【死者数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬深夜、風速8m/s、早期避難率低)】

(単位:人)

区分	建物倒壊		津波	急傾斜地 崩壊	火災	ブロック塀 等転倒	合計	堤防・水門の機能 不全による増分
	転倒・落下							
愛知県	約15,000	約1,300	約6,400	約50	約1,800	—	約23,000	約4,000

2 公共施設等の被災想定

(1) 耐震対策の実施状況

本市では、阪神淡路大震災以降、耐震対策を進め、平成20年2月には「田原市耐震改修促進計画」を策定し（令和3年3月改定）、特に耐震対策が必要な特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物貯蔵場・処理場、地震によって倒壊した場合に敷地に接する道路の通行を妨げる建築物）、重要建築物（指定避難所・福祉避難所・医療救護所、学校、病院・診療所、社会福祉施設、消防庁舎、庁舎等）などの公共施設等の耐震化を進め、すべての公共施設は耐震化対策済みである（令和5年度解体予定の渥美斎場（廃止済み）を除く。）。

なお、本計画においては、耐震改修促進計画に基づく耐震化対策の実施状況を踏まえ、既に耐震補強工事が完了している施設（新耐震基準、又は旧耐震基準に基づく公共建築物のうち、耐震診断の結果、耐震補強が不要とされたものを含む。）については、地震発生直後において構造上の被害が発生しないものとする。

(2) 被害想定と復旧への判断基準

本庁舎・渥美支所・赤羽根市民センター・田原市消防署・赤羽根分署・渥美分署の被害及び復旧状況については、耐震診断結果及び耐震対策の実施状況に基づき、次のとおりとした。

表2 災害対策本部機能拠点等における被害状況など

項目	本庁舎・渥美支所 赤羽根市民センター	田原市消防署・赤羽根分署・渥美分署
構造上の被害	発生しない	発生しない
電力	6日以内にほぼ復旧 非常用電源設備により電力供給を行う	6日以内にほぼ復旧 非常用電源設備により電力供給を行う
電話	【発災直後】 輻輳し、ほとんど通話ができない。 【6日後以降】 概ね2回に1回は通じる。	【発災直後】 輻輳し、ほとんど通話ができない。 【6日後以降】 概ね2回に1回は通じる。
通信	防災無線等の通信手段は個別の非常用電源及び各機器の搭載バッテリーにより概ね24時間使用可能。 発災直後、本庁舎、渥美支所、NTTビルを結ぶ有線の情報インフラに被害が発生した場合、自動的に無線に切り替わり通信可能となる。 庁舎内サーバーを使った情報通信は概ね3時間程度で回復するものとする。但し、渥美支所は、防災カメラネットワークを利用することで回復できる。なお、回復には田原市役所内LANケーブルを接続する必要がある。また、赤羽根市民センターはインフラ復旧まで使用不可。	防災無線等の通信手段は個別の非常用電源及び搭載バッテリーにより概ね24時間使用可能。 庁内ネットワークはインフラ復旧まで使用不可。 東三河消防指令センターの指令システムに影響が生じた場合には、通信指令バックアップ設備により対応する。
上下水道	復旧まで約2週間を要し、それまで水道水・トイレの使用は難しい。	復旧まで約2週間を要し、それまで水道水・トイレの使用は難しい。
エレベーター	被害を受け一時停止する。保守業者の対応が必要であり、復旧には6日間程度を要する。	
備考	—	—

※ 電力復旧の優先順位は、第1位順位に災害対策本部機能の市役所、各消防署、警察、病院、医療救護所で、第2順位に避難所、上下水道等の公共施設とし、第3順位として、一般の公共施設、一般家庭の順で復旧していく。（中部電力㈱のヒアリングによる）

参考3 東日本大震災におけるライフライン被害の復旧状況

被害項目	被害状況	復旧日数	応急復旧の状況
上水道	断水件数最大230万件	—	20日間で、90%程度復旧 ※ 阪神淡路大震災：42日後に仮復旧、91日後に全戸通水
下水道	被害延長 550km/64,730km 最大稼働停止48施設	—	10日間で、50%程度復旧 ※ 沿岸部の下水処理施設16施設が電気設備損傷により稼働停止
電力	最大855万戸	99日	6日間で、94%程度復旧 ※ 阪神淡路大震災：倒壊家屋を除き6日後に復旧
電話 (固定系・移動系)	固定系 不通回線190万回線	—	14日間で、90%程度復旧 (NTT) ※ 阪神淡路大震災：交換機系1日後に復旧、加入者系14日後に復旧
	移動系 不通回線2.9万回線	—	14日間で、85%程度復旧
ガス (都市ガス・LPガス)	都市ガス 遮断件数200万件	54日	36日間で、85%程度復旧 ※ 阪神淡路大震災：倒壊家屋を除き、85日後に復旧

(3) 災害対策本部の代替機能の確保

本庁舎が被災した場合の代替施設は、本庁舎と近距離にあり、無線・庁内ネットワーク等情報基盤が整備されている田原市消防署とする。

なお、本部の代替機能の充実を図るため、LAN、電話回線等の増設を検討する。

庁舎名	規模構造・建築	床面積	非常用電源の配備	通信機器・情報システム等の配備
田原市消防署	RC2階建・S62 (新耐震基準)	1,982㎡	定格出力57.8k 燃料タンク50L	○防災行政無線(遠隔操作卓) ○消防無線 ○地域デジタル防災行政無線(260MHz) ○衛星携帯電話 ○庁内LANに接続済

※非常用電源用燃料の調達は、「災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定」により、豊橋石油業協同組合から調達する。

(4) 庁舎等の非常用電源設備

停電が発生した場合、下表のとおり自家発電によって電力供給が可能である。

表3 庁舎等の非常用電源設備 (R5.3現在)

区分	本庁舎		渥美支所	赤羽根市民センター
	南庁舎	北庁舎		
種別	ガスタービン 発電装置1基	ディーゼル発電装置 1基	ディーゼル発電装置 1基 (H27年度導入)	ディーゼル発電装置 1基
容量	300KVA 最大出力 272KW	73KVA 最大出力 58.4KW	20KVA 定格出力 20KW	40KVA 最大出力 36KW
燃料タンク	特A重油 屋内地下燃料槽 10,000L 屋上小出槽1,000L	軽油 燃料タンク60L 備蓄燃料200L	軽油 燃料タンク600L (屋外油庫型)	軽油 燃料タンク40L 備蓄燃料40L
稼働時間	最大容量負荷で 約75h稼働 立上り時間 約40秒以内	最大容量負荷で 約11h稼働 立上り時間 約40秒以内	最大容量負荷で 約75h稼働 立上り時間 約40秒以内	最大容量負荷で 約4h稼働 立上り時間 約10秒以内
設置場所	屋上	北庁舎地下1階	庁舎西側屋外	庁舎1階北側

電気使用可能区域	(停電時に自動で稼働) 消防設備の他、照明、非常用コンセント(赤コンセントで表示)	(停電時に自動で稼働) 照明等は全て使用可能となるが、容量オーバーするため使用制限をかける必要あり 消火ポンプ、給水ポンプが使用不可となる	(停電時に自動で稼働) 消防設備のほか、照明、非常用コンセント(赤コンセントで表示)	(停電時に自動で稼働) 防災設備のみ
----------	---	--	--	--------------------

区分	田原市消防署	赤羽根分署	渥美分署
種別	ディーゼル発電装置 1基	低騒音型ディーゼル発電装置 1基	ディーゼル発電装置 1基 H25 新規導入 低騒音型ディーゼル発電装置 1基
容量	60KVA 定格出力 57.8KW	5KVA 定格出力 5KW	20 KVA 定格出力 10.5~24.5 P S H25 新規導入 22 KVA 定格出力 21.3 KW
燃料タンク	軽油 燃料タンク 50L 備蓄燃料 100L	軽油 燃料タンク 16L 備蓄燃料 20L	軽油 燃料タンクに 20 L 備蓄燃料 40 L H25 新規導入 燃料タンクに 30 L 備蓄燃料 40 L
稼働時間	最大容量負荷で約9h稼働 備蓄燃料使用で約9h稼働 立上り時間 約40秒以内	最大容量負荷で約7h稼働 備蓄燃料使用で約14h稼働 立上り時間 約40秒以内	最大容量負荷で約4h稼働 備蓄燃料使用で約11h稼働 立上り時間 約10秒以内
設置場所	消防庁舎 1階電気室	庁舎 1F 車庫	1階車庫
電気使用可能区域	(停電時に自動で稼働) 指令装置の他、照明、コンセント、消防設備等	(停電時に自動で稼働) 指令装置、照明、コンセント	(停電時に手動で稼働) 北庁舎の照明、指令端末装置

3 職員参集の想定

(1) 職員参集の前提条件

地域防災計画附属資料第17 災害対策本部関係1 「災害対策本部等設置基準及び非常配備基準」、災害対策本部運営チェックマニュアル等により、職員の参集先は、原則、勤務場所とする。ただし、大津波警報発表時で勤務地が津波浸水想定区域内の場合、又は勤務地への参集が困難な場合（交通遮断等により勤務地に向うことができない場合等）は、本庁舎、または渥美支所とする。この場合、勤務場所以外の場所に参集した旨を、速やかに上司へ報告すること。

なお、職員の参集予測は、次の前提条件により想定した。

参集距離	職員の居住地域から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩（歩行速度は3 km/時）とする。
職員の被災状況	職員本人及び家族の被災により、全職員のうちの約3割は参集できないものとする。 なお、消防職員については、約1割が参集できないものとする。
参集の前提条件	<ul style="list-style-type: none">・災害発生後、津波により短時間で浸水すると想定される地域は、一定の割合で参集困難とした。 (西山、亀山、伊良湖、日出、堀切、小塩津、川尻、池尻、小中山、中山、福江)・災害発生後3時間以内の参集人員は、予定参集場所から6 km圏内に居住する職員の4割、発災後24時間以内では予定参集場所から20 km圏内に居住する職員の4割が参集するものとする。・発災後24時間を超える場合には、参集する割合が増加するものとする。・令和5年3月現在の職員数に基づく動員計画による。

(2) 職員の参集予測

ア 本庁職員の参集予測

被害の状況により、市長が必要と認めた場合に現地災害対策本部（又は活動拠点）が設置された場合、本庁職員のうち渥美支所への参集が予測される場合があるが、本計画では対象から除いた。

イ 渥美支所への参集予測

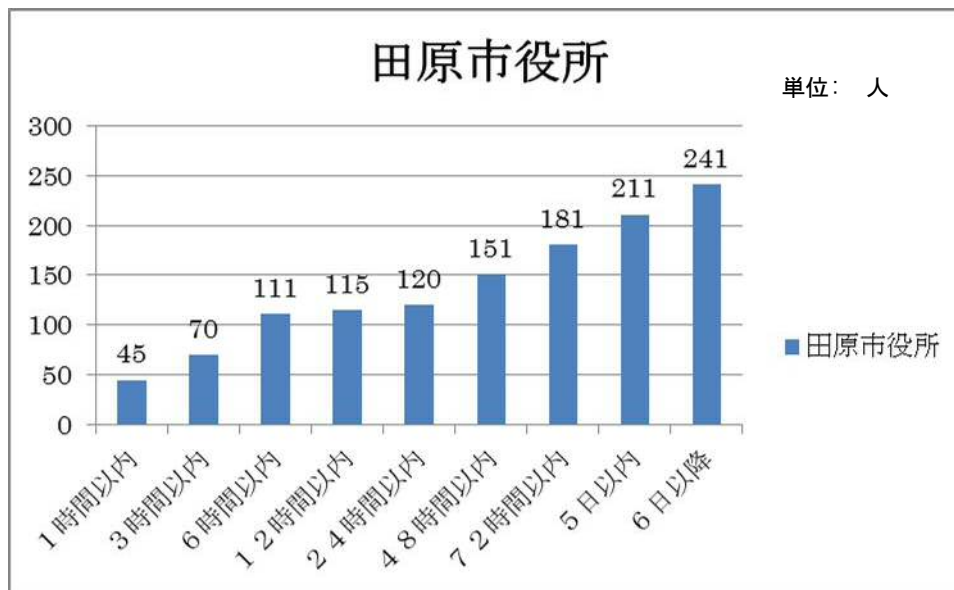
渥美支所の職員に加え、勤務地、もしくは自宅から勤務地までの経路が津波浸水想定区域内や交通遮断等により参集できず、最寄りの参集場所が渥美支所となる職員を渥美支所に参集する職員として算入し、時系列の参集予測を行った。

ウ 消防署・各分署への参集予測

消防署・各分署勤務の職員については、各勤務場所に非常参集するため、各勤務場所への時系列の参集予測を行った。

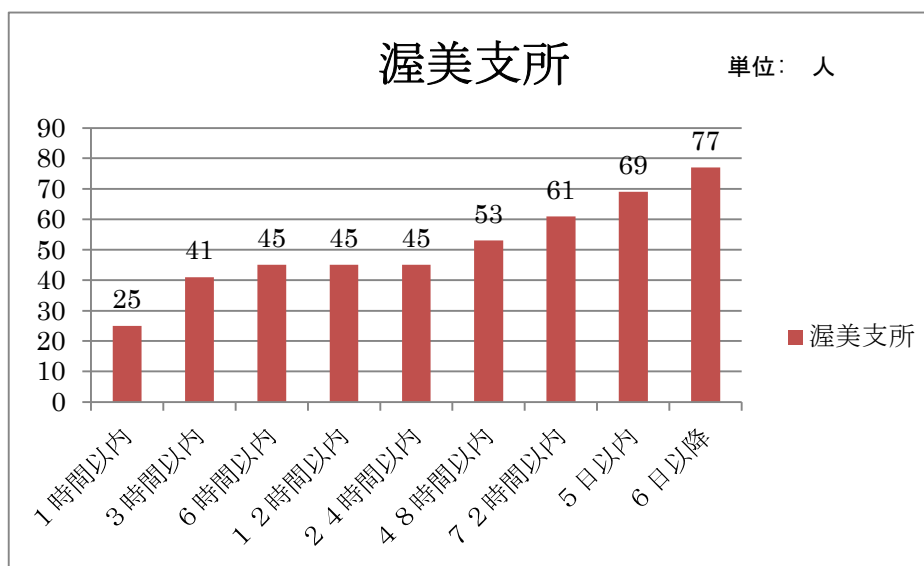
なお、災害発生時には、各署において3つの係のうち1つの係が勤務しているものとする。

図1 本庁への職員の参集予測



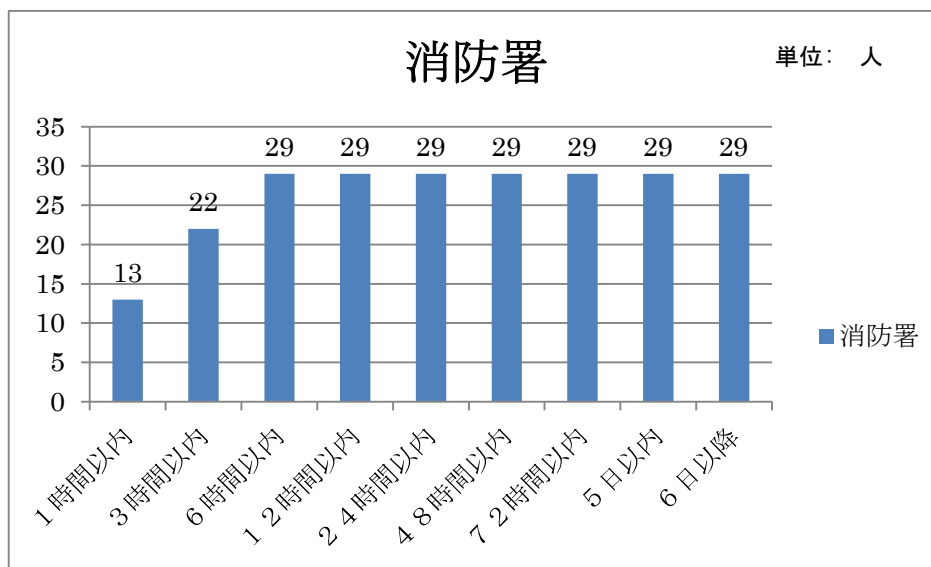
(注) 前提条件に基づき、田原市役所へ参集すべき地域に居住する職員数は435人である。

図2 渥美支所への職員の参集予測



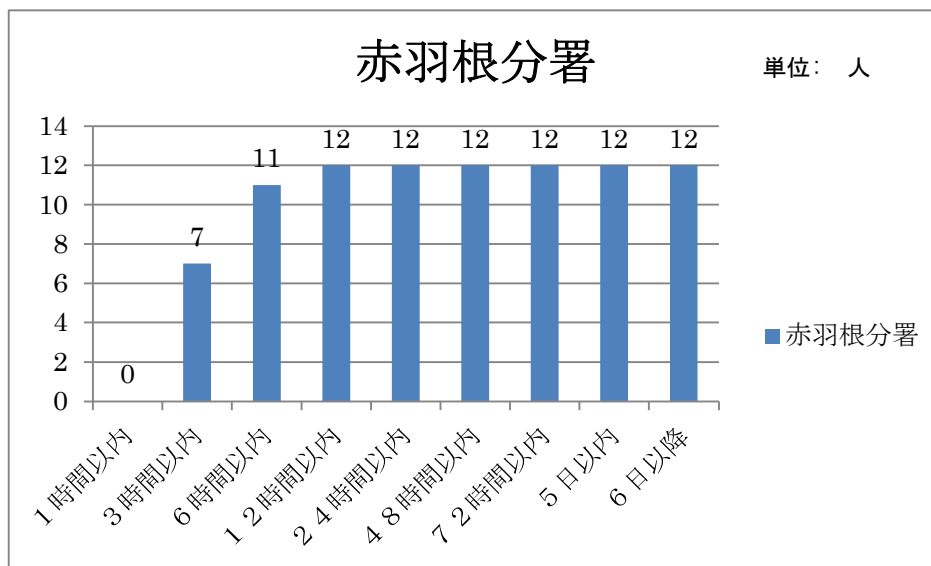
(注) 前提条件に基づき、渥美支所へ参集すべき地域に居住する職員数は172人である。

図3 田原市消防署への職員の参集予測



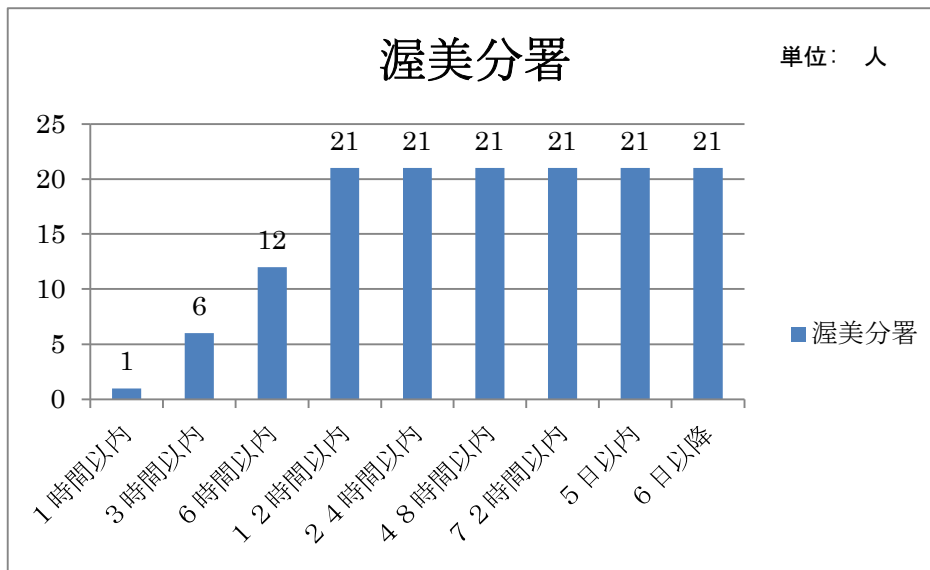
(注) 前提条件に基づき、消防署へ参集すべき地域に居住する職員数は32人である。

図4 赤羽根分署への職員の参集予測



(注) 前提条件に基づき、赤羽根分署へ参集すべき地域に居住する職員数は13人である。

図5 渥美分署への職員の参集予測



(注) 前提条件に基づき、渥美分署へ参集すべき地域に居住する職員数は31人である。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務とは

業務継続計画において、非常時優先業務とは、震災発生時に市民の生命、身体及び財産の保護、都市機能の維持・早期回復を図るために実施する業務であり、人命救助や避難者対応などを中心とした災害対応業務と市の通常業務のうち震災発生時にも継続又は強化する必要のある業務とする。

表1 非常時優先業務の対象範囲

業務区分		内容	
災害対応業務	初動対策業務	非常時優先業務	発災後数時間以内に実施する業務
	応急対策業務		発災後3日以内に実施する業務
	復旧復興業務		優先度の高い復旧・復興に関する業務
通常業務	継続業務		平常時と同様に継続する業務
	縮小業務		他の業務を優先するため縮小する業務
	休止業務		他の業務を優先するため休止する業務

(2) 非常時優先業務の抽出方法

本計画では、「災害対応業務」と1か月以内に業務が実施できなかった場合に市民等に影響を及ぼす「通常業務」を非常時優先業務として抽出する。

2 目標復旧時間の設定

(1) 目標復旧時間の考え方

本計画では、業務再開の優先順位の選定にあたり、業務が実施できなかった場合に市民等に対してどれだけ影響を及ぼすかという視点と、非常時優先業務に従事する職員の参集率等を勘案し、次のとおり目標復旧時間を設定した。

ア 災害初動対応期

①：数時間以内

イ 災害応急対策期

②：1日以内 ③：3日以内

ウ 災害復旧・復興期

④：5日以内 ⑤：1週間以内 ⑥：2週間以内 ⑦：1月以内

エ その他

■目標復旧時間の定義

・非常時優先業務の開始・再開の目標とする時間とする。

ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指すものとする。

なお、あらかじめ目標復旧時間を定めることが困難な業務（その他特命事項など）については、目標復旧時間を「その他」として設定した。

(2) 非常時優先業務の選定及び目標復旧時間の設定

非常時優先業務の選定における基本的な考え方として、目標復旧時間別の主要な非常時優先業務を示した。(部毎の非常時優先業務一覧は、第6章で示す。)

表2 時系列の災害時対応業務一覧

目標復旧復興期間	該当する業務の考え方	主要な非常時優先業務
①数時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○消火・救助・救出活動の開始 ○避難所の開設(福祉避難所を含む。) ○広域応援要請 ○応急活動に係る渥美支所の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の運営 現地災害対策本部の運営(市長が必要と認めた場合) ○被害の把握(被害情報の収集伝達・報告) ○庁舎等の被害状況の把握 ○医療機関の被害状況の把握 ○医療救護所の開設業務 ○発災直後の火災、津波等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導処置等) ○救助・救出体制の確立に係る業務 (応援要請、部隊編成・運用) ○避難所の開設、運営業務 ○広域応援要請(警察、自衛隊、消防、DMAT等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請) ○応急活動に係る渥美支所の支援 ○協定機関との情報共有・応援要請
②1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○応急活動(救助・救出以外)の開始 ○避難生活支援の開始 ○重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関連情報の広報業務 ○短期的な二次被害の予防業務 (土砂災害警戒区域における避難等) ○応急給水拠点の開設 ○市管理施設の応急復旧に係る業務 (道路啓開、橋梁、上下水道、交通等) ○衛生環境の回復に係る業務 (防疫活動、保健衛生活動等) ○災害対策活動体制の拡充に係る業務 (応援受入等) ○遺体の取扱い業務 (収容保管、埋火葬の事務手続き等) ○避難生活の開始に係る業務 (衣食住の確保、物資等の輸送手段の確保、供給等) ○自主防災組織との連絡調整、ボランティアの受入・運用、災害時要援護者の受入に係る業務 ○火薬類、毒・劇物等の応急対応 ○災害救助法の適用手続き ○重要な業務システムの再開 (インターネット、庁内ネットワーク、住民情報システム等) ○応急活動に係る渥美支所への支援 (緊急輸送、二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、し尿処理、避難所運営、食料・物資供給、応援職員派遣等) ○社会的に重要な行事等の延期調整業務 (選挙など) ○廃棄物処理施設の再開 ○業務システムの再開等に係る業務 ○緊急通行車両の手続き、道路占用関係業務

目標復旧復興期間	該当する業務の考え方	主要な非常時優先業務
③ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○受援業務 ○被災者への支援の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復 ○復旧・復興に係る初動体制の確立 ○被災者への支援 ○救助は、72時間が目安 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の受入れ業務 ○応急危険度判定 ○避難生活の向上に係る業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師の派遣等) ○応急仮設住宅必要戸数の把握 ○市街地の清掃に係る業務 (ごみ・瓦礫処理等) ○災害対応に必要な経費の確保業務 (財政計画業務等) ○復興本部の立ち上げ業務 ○給水設備等の復旧計画の策定 ○第1次家屋被害調査の開始 ○災害ボランティアセンター立ち上げ業務
④ 5日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○公有財産の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○財産管理、賠償保険、自動車保険等の業務 ○生活再建等に係る広報・広聴業務
⑤ 1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口行政機能の回復 ○被災者への支援 ○被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口業務の再開(届出受理、証明書発行等) ○許認可業務の再開 ○教育再開に係る業務の開始 ○り災証明書の発行業務 (火災被害を除く。) ○火災調査・個別被害状況調査業務 ○復旧・復興体制の立上 (震災復興本部の設置)
⑥ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興に係る業務の本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) ○生活保護関係業務の再開 ○産業の復旧・復興に係る業務 (農林水産、商工業対策等) ○金銭の支払、支給に係る業務 ○復興基本方針の策定
⑦ 1月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興に係る業務 ○被災者への支援 ○その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設プレハブ園舎等の着工 ○り災証明書の発行業務 ○その他の業務

(3) 非常時優先業務の抽出

(2)の分類に基づき、部毎の所管業務488業務のうち、非常時優先業務340業務(応急復旧業務:195業務、通常業務145業務)を抽出した。

(令和5年3月現在)

第4章 業務継続計画の発動及び運用

1 業務継続計画の発動等

(1) 発動の決定

ア 市は、「地域防災計画」に基づき、災害対策本部を設置し、初動対応に取り組む。

イ 業務継続計画の発動は、次のいずれかに当たる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

【災害対策本部設置基準及び非常配備基準の第3非常配備体制に相当する災害】

- ・愛知県外海または伊勢・三河湾に大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- ・本市で「震度5弱以上」を観測した地震が発生したとき
- ・南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表されたとき
- ・本部長が必要と認めたとき

ウ 本部長が発動することが困難な場合は、地域防災計画で定める職務代行者（指名順位は、副市長、教育長、防災局長、総務部長）が発動する。ただし、職務代行者も発動することが困難な場合は、本部員の中で上席の職員が発動する。

(2) 発動時の対応

ア 業務の継続・縮小・休止

本部長が業務継続計画を発動した場合は、災害対応業務及び市民生活の維持に必要な優先度の高い通常業務を継続するとともに、不急の業務の縮小・休止を行う。

イ 各部の体制

（ア）各部は、災害対策本部事務局と緊密な連携を図り、本部長から発動の指示があった場合には、速やかに業務継続計画に基づき活動する。

（イ）各部は、所管する施設及び設備の使用可否の判断や安全管理等について関係部局と連携して実施する。

（ウ）各部は、被害の状況及び欠勤者等の状況に応じて対応の変更、又は計画の修正など、弾力的な運用を行う。

ウ 施設管理者の責務

施設管理者（庁舎及び設備の維持、管理等に係る業務に主に携わっている者）は、自らが管理する施設の被害状況を確認するとともに、災害時の拠点としての利用の可否について業務を所管する各部を通じ、災害対策本部事務局へ報告するものとする。

エ 本庁と渥美支所の連携

本部長の指示により、渥美支所に現地災害対策本部（又は活動拠点）が設置された場合、本庁の各部は渥美支所が行う災害対応業務を遂行できるよう、人的・物的な連携を行うものとする。

オ 職員の応援体制

（ア）部内の応援体制

応援体制の調整は部長の指示で行うものとする。

(イ) 部相互間の応援体制

部相互間の応援措置は、災害対策本部（総務部人事管理班）で調整する。

カ 重要建築物及び特定建築物の応急危険度判定

市の施設において、構造上の被害が疑われる場合又は構造上の被害が明らか
な場合には、各施設管理者等による応急危険度判定を実施する。なお、実施に
当たっては、災害対策本部が設置される市役所本庁舎、渥美支所、赤羽根市民
センター、各消防署所、応急救護の拠点となる渥美病院、医療救護所等を最優
先とする。

表 1 応急危険度判定の優先施設（R5.3現在）

施設機能	対象施設
災害対策本部機能拠点 (情報拠点)	○市役所（災害対策本部） ○渥美支所、赤羽根市民センター
医療救護拠点	○渥美病院 ○第1次/4中学校、第2次/3小学校・外1施設
避難収容拠点（地震避難所）	○15小学校、4中学校、8市民館等、2高校、外3施設
要援護者避難収容拠点	○協定締結先の4法人の社会福祉施設 （福寿園・成春館・誠淳会・愛知県厚生農業協同組合連合会の 各施設） ○田原福祉グローバル専門学校、赤羽根福祉センター、渥美福祉 センター
応急復旧活動拠点	○田原市消防署、赤羽根分署、渥美分署 ○県立渥美農業高校（自衛隊災害派遣応援部隊の駐留地） ○赤羽根市民センター（緊急消防援助隊の駐留地） ○赤羽根文化広場（警察広域緊急援助隊の駐留地） ※上記赤羽根の2施設を消防・警察の援助隊で使用 ○田原斎場（遺体の安置） ※上記で収容できない遺体は、市内葬祭業者の施設を利用（協定締結済み） ○田原青果センター・JA愛知みなみ東部管理センターなど （救援物資集積場所） ○田原浄化センター、赤羽根浄化センター、渥美浄化センター（し 尿処理） ○東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センタ ー（災害ごみ処理）
ボランティア活動拠点	○田原福祉センター（被害程度により渥美福祉センターを追加）
避難所補完施設等	○生涯学習施設、公民館・集会所など
その他公共施設	○上記以外の公共施設

キ 職員の安否確認

災害発生時の職員の安否確認は、職員参集メールシステムを活用する。ただ
し、職員参集メールの回答機能を利用できない職員は、所属毎に電話や災害用
伝言ダイヤル等による確認を実施し、各部を通じて災害対策本部（総務部人事管
理班）に報告する。

(3) 業務継続計画の発動及び解除の周知

市が業務継続計画の発動又は解除を行った場合には、市ホームページ、安心安全ほっとメール、報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の体制移行（災害対応業務、通常業務の一部縮小・休止等）について、市民・企業等に理解と協力を求める。

(4) 発動の解除

本部長は、被災による行政機能の低下が改善され、業務継続計画の実行の必要がなくなったと判断したときは、業務継続計画の発動を解除する。

(5) 緊急的な調達の取扱い

発災による被害等に対応するために実施する次の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができない場合」として取扱い、随意契約で執行することができるものとする。ただし、この場合、応急工事等の最低限必要な範囲に限定するものとする。

- ア 災害協力について締結している協定に基づき市が依頼する応急工事、応急業務又は調達等
- イ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事又は応急業務
- ウ 電気・機械設備の応急工事等
- エ 供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合に係る応急工事
- オ 災害の未然防止のための応急工事等
- カ OAシステム・インターネット等で、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合の応急業務
- キ 震災対策のため、緊急に必要な物品の調達又は委託業務等

2 業務継続計画の更新

社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため次の場合は、本計画の見直し・更新を定期的かつ継続的に行うものとする。

- (1) 本市の地震津波の被害想定 of 修正時
- (2) 地域防災計画の修正時
- (3) 事務事業の見直しや組織改編時
- (4) 計画内容の点検・検証を行うための訓練実施時

3 訓練等の実施

本計画の実効性を高めるためには、本計画の前提となる限られた職員と庁舎等の被害状況の中で、優先的に着手する災害対応業務や通常業務の中で、休止する業務の判断と実施手順等を検討する図上訓練や職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識するための職員研修などを定期的実施する。

第5章 業務継続力の向上に向けた取組み

業務継続力を向上させていくためには、業務継続の支障となる要因を特定し、課題解決を図っていく必要がある。

ここでは業務継続の支障となる要因解決を図るため、その取組みについて定める。

1 防災拠点としての庁舎等の機能強化【関係部課】

本庁舎は、市長や市議会等が所在する意思決定上の最重要拠点であることを踏まえ、長期停電の可能性を踏まえた非常用発電設備の整備・強化や燃料供給の確保、災害対応時の課題となる分散職場の集約化など、庁舎設備等を含めた抜本的な耐震対策による機能強化を図る。

(1) 庁内各種情報システムの維持、復旧【関係部課】

本庁舎のサーバー及び情報システムは各業務を支える重要なインフラである。

本庁舎サーバー室は、停電時においても無停電電源装置及び非常用発電機からの電力供給開始後からは利用可能である。コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開業務を行う職員は、ネットワークの管理、復旧に係る応急対策業務の割り振りなどの確認を行う。

とりわけ総務課においては、重要性の高いシステム類を多く所管するため、非常時優先業務の継続的な実施のため、対応の強化を検討する。

本庁舎と庁外施設をつなぐ回線については、被災する可能性があるため、情報システムが復旧するまでの間、システムを使用する非常時優先業務の実施に当たっては、紙台帳を用いた手作業により業務を継続する。定期的な紙台帳出力作業を行い安全な場所へ保管しておき、システム復旧後は情報の保全のため、できるだけ早くシステムに入力するようにする。

(2) 什器等の転倒防止【全部課室】

庁内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進する。

(3) 庁舎等の機能確保【関係部課】

公共建築物（庁舎等）の電気設備、通信、給排水設備（水道・トイレ等）、空調設備等の機能確保について推進する。

また、庁舎管理者は、庁舎内のトイレが断水等により使用できなくなった場合を想定し、携帯トイレ14,000個を目標に備蓄する。（4個（1人1日4回分）×7日間×500人（全職員の3割））

(4) 非常用発電機の整備【関係部課】

災害対策本部機能や情報システムなど、災害発生時の業務継続に必要な機能を維持できる非常用発電機の設置及び連続運転が可能な方式の採用、又は必要な準備に向けた検討を行う。

(5) 電力・燃料の確保【関係部課】

市庁舎などの防災上の重要拠点は、地震等による停電に備え、電気が復旧するまでの間の応急活動に支障が生じないように、非常用発電機を整備しているため電力供給が可能である。

また、庁外施設においては、非常用発電機の有無、能力等について確認し、非常時優先業務による必要性に応じて、停電時の対策を講ずる。

これまでの災害の事例から6日以内に外部電力が復旧するものと想定する。しかし本計画では想定外も考慮する必要があることから、非常用発電機が作動中は必要な機器、設備に限定して使用する。

本庁舎においては、南庁舎に非常用発電機用の重油11,000リットルを備蓄している。また、北庁舎には、発電機1台に使用するために軽油200リットルを確保している。さらに、協定調達業者からの迅速な燃料提供がされるよう、迅速に連絡をとれる体制を構築するとともに、燃料の運搬経路を確保できるような情報の収集に努める。

(6) 職員用の非常用食料、飲料水等の備蓄【全職員】

非常参集した職員用として、食料及び飲料を備蓄する。備蓄数は、職員自ら備蓄するものと職員互助会による備蓄支援によるものとし、備蓄支援による備蓄数は、食料品720食、飲料384本。(令和4年12月現在)職員互助会による支援は、毎年、食料360食、保存水192本を基本とし購入していく。

なお、必要物品は職員自ら準備もしくは持参することが基本であるため、職員互助会による備蓄支援はあくまで自助を補うものとして考え、職員は各自3日分の食料と飲料を備蓄しておくこととする。

特に、持病薬等個人事情により、必要なものは職員自ら備えをしておくように啓発する。

(7) 資機材等の確保【関係部課】

発災時に非常時優先業務を継続する上で、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。必要不可欠な資機材や用品とその保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。また、定期的な棚卸し等により備蓄状況を把握する。

2 職員の確保

(1) 動員計画の見直し【全部課室】

初動対応期、応急対策期、復旧・復興期における非常時優先業務について、迅速な業務の立上げを行うため、各部課室において必要な職員を確保する必要があることから、次の視点により動員計画の見直しを図るものとする。

- ア 初動・応急期における各部事務局員の確保
- イ 地域要員、支援要員の所要人数及び活動期間
- ウ 災害対策本部事務局員の確保など

(2) 協力応援体制の確立【関係部課室】

ア 関係機関との協力応援体制

他自治体や防災関係団体、ボランティアとの協力応援体制は、あらかじめ応援を受ける業務所管課で受入時の対応や応援職員の必要数を明確化し、災害対策本部運営チェックマニュアル災害対応マニュアル等に反映させる。

イ 代替職員の確保【関係部課室】

各部課室は、災害発生後数時間以内に実施する非常時優先業務について、担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化や業務継続計画の整備等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備しておく。

また、災害対応が長期化することも考えられることから、ローテーション勤務を考慮するものとする。

(3) **職員参集メールシステムへの登録【全職員】**（新規採用職員は4月10日までに登録）

災害時における職員の安否確認や連絡体制の確保のため、職員参集メールシステムへメールアドレスを登録する。

3 情報収集体制の確立

(1) **職員登庁時における情報収集体制の確立【全職員】**

初動対応期の情報は、市内に設置している12基の防災カメラにより概括的な被災状況を把握するが、情報不足を補完するため、重要な施設や主要幹線道路、鉄道、橋梁など、重要なインフラの被害状況を確認しながら参集するよう徹底する。

(2) **各防災関係機関からの情報収集体制の確立【関係部課室】**

地震津波災害時に密接な情報交換が出来るよう防災訓練などで連携を深めるとともに連絡体制を構築するなど、防災関係機関との協力の強化を図る。

(3) **通信手段の確保と情報収集及び共有化**

ア 通信手段の確保

防災行政無線や衛星携帯電話によって防災関係機関等外部及び支所、避難所等市内の防災拠点間との通信手段を確保する。

一方で防災行政無線や衛星携帯電話は、回線・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示の下、共同利用する。

なお、災害時、輻輳が起きた場合でも接続制限を受けずに発信ができる、災害時優先電話が6回線(防災対策課3、予防課1、防災センター1、600会議室1)整備されている。※着信については、通常電話と同じ扱いとなる。

イ 愛知県高度情報通信ネットワーク

県、市町村及び防災関係機関には、愛知県によって地上系・衛星系に2重化された「愛知県高度情報通信ネットワーク（県防災行政無線）」が整備されており、一般電話回線が使用できない場合でも、関係機関との通信が可能である。

ウ 情報収集

市内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報収集は、国、県、市、気象庁などの情報を最大限利用し情報収集する。また、愛知県高度情報通信ネットワークを始めとする防災関連システムも活用していく。

エ 情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、市民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。そのため、情報発信には、防災行政無線、安心安全ほっとメール、Lアラート、緊急速報メールなどを用いて多角的に情報発信を行う。また、市のホームページ上で情報更新が随時できるよう万全を期すとともに、様々な情報発信手段の導入も今後検討していく。

4 報道・広報体制の強化【企画部】

災害対策本部体制での報道・広報対応を効果的に実施するため、災害対策本部事務局、企画部広報班の連携を強化し、報道・広報体制の強化を図る。

5 業務継続体制の強化

(1) 指定管理者制度導入施設における業務継続体制の確保【関係部課】

指定管理者制度を導入している公の施設は、指定管理者に業務の継続性を考慮した地震津波災害に係る応急措置に関する計画策定を求めるものとし、その旨を指定管理者と締結する基本協定に記載する。

また、指定管理施設の所管課は、当該施設の運営を含めた応急措置に関する計画を策定する。

(2) 緊急調達・支援体制の確保

ア 円滑な緊急調達体制の整備【関係部課】

災害発生時における業務継続性の確保と事務執行の円滑化を図るため、緊急調達に伴う契約書の取扱いなど、緊急性を考慮した契約執行体制に見直す。

イ 災害時応援協定に基づく調達・支援体制の確保【関係部課】

締結済みの協定の実効性を高めるため、必要に応じた見直しを図る。

また、民間企業の持つ防災資源の提供や人的支援の活用について検討する。

なお、大規模災害時には、市の備蓄だけでは対応しきれないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要がある。従って、これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進するとともに、平時から連絡体制を確認し、協定等の実行性の確保に努める。

(3) 契約条件等による業務の継続性の確保【関係部課】

非常時優先業務の優先的な対応について、契約時の反映又は受託業者と発災時の協力に関する協定の締結を行うなど、地震津波災害発生時における業務の継続性を確保するための取組みを行う。

6 各種届出・許認可申請の受理等【関係部課室】

法令に履行期限が規定されている各種届出・許認可申請に関し、災害により当該期限までに履行されなかったものの取扱いについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」（※）の適用状況に応じ、対応する。

（※）上記法律においては、ある災害が特定非常災害として政令で指定された場合、当該災害により法令に規定されている履行期限までに義務を履行できずに行政上・刑事上の責任が問われることを猶予する必要があるときは、一定期間、不履行について免責期限を定めることができることとなっている。

第6章 非常時優先業務一覧

全業務編（組織別）

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
災害対策本部事務局		防災対策課	災害対策本部の設置	本部員の安否確認及び代理者等の確定による本部設置	応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	災害対策本部の運営	災害状況の把握、応急措置の指示、各部との調整、本部員会議の開催	応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	防災関係機関との連絡調整		応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	災害対応の統制	各班の活動状況の集約と人的・物的資源の平準化	応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	市町村防災支援システムへの情報入力	市の体制、被害状況、避難所開設状況等を入力	応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	気象等の情報収集	気象サイト、気象観測装置から情報を収集	応急復旧	A	●					
災害対策本部事務局		防災対策課	防災行政無線設備、情報通信機器運用管理	防災行政無線設備の保守・管理・障害対応	応急復旧	A	●					
企画部	庶務班	企画課・企業立地推進室	災害救助法の適用申請		応急復旧	A	●					
企画部	庶務班	企画課・企業立地推進室	自衛隊の派遣要請		応急復旧	A	●					
企画部	庶務班	企画課・企業立地推進室	協定団体への要請		応急復旧	A	●					
企画部	庶務班	企画課・企業立地推進室	周辺市町村の被災状況の情報収集		応急復旧	A	●					
企画部	庶務班	企画課・企業立地推進室	他の地方公共団体に対する応援要請及び受入に関する業務	他の自治体から受け入れる人員、職種、配置、業務内容等を把握し、派遣協力要請や協定書を締結	応急復旧	B	●					
企画部	庶務班	企業立地推進室	臨海企業の被害状況の取りまとめ業務	臨海企業の被害状況の収集	応急復旧	B	●					
企画部		企画課	広域行政ほか、国、県、他市町村との調整等に関する業務		通常	B	●					
企画部	広報班	広報秘書課	特別職等（市長及び副市長）の安否確認、登庁手配	本部長及び副本部長の安否確認と登庁手段等の手配	応急復旧	A	●					
企画部	広報班	広報秘書課	報道機関への対応	報道機関への電話対応等	応急復旧	A	●					
企画部	広報班	広報秘書課	報道機関へ被災情報を発表	臨時記者会見、定時記者会見の計画及び開催	応急復旧	A	●					
企画部	広報班	広報秘書課	同報無線や広報車による緊急災害情報の発信	初動・応急対策期において、必要に応じ、災害状況や対策状況を同報無線又は広報車による広報活動で伝達	応急復旧	A	●					
企画部	広報班	広報秘書課	ホームページでの情報発信		応急復旧	A	●					
企画部	広報班	広報秘書課	必要な地域への市民広報活動業務	復旧復興期において、必要な情報を住民に広報	応急復旧	B	●					
企画部	広報班	広報秘書課	たはら国際交流協会との連携（通訳派遣、翻訳事業など）	通訳等を必要とする市内外国人対応	応急復旧	B	●					
企画部	広報班	広報秘書課	災害写真、映像等撮影記録の取りまとめ	災害応急、復旧活動記録写真及び映像等の撮影及び各班からの収集、とりまとめ	応急復旧	D				●		
企画部		広報秘書課	市長、副市長の秘書業務		通常	A	●					
企画部		広報秘書課	クレームを含めた市民対応（直接来訪、電話、メール等）		通常	B	●					
企画部		広報秘書課	ホームページ作成業務	災害関連の情報を中心としつつ、通常運用を開始	通常	D				●		
企画部		広報秘書課	慶弔事務		通常	D				●		
企画部		広報秘書課	市政情報の収集、記録、保存		通常	E					●	
企画部		広報秘書課	広報紙編集、発行業務		通常	E					●	
総務部	総務班	総務課・監査委員事務局	各部、関係機関等への応急対策要請に対する対応状況等の情報収集		応急復旧	A	●					
総務部	総務班	総務課・監査委員事務局	市民等からの被害情報等の受理（情報記録票への記入）及び問合せに対する対応		応急復旧	A	●					
総務部	総務班	総務課	各コミュニティ協議会及び自主防災会との連絡調整	各コミュニティ協議会等からの情報収集・情報伝達	応急復旧	A	●					
総務部	総務班・財政班	総務課・監査委員事務局・財政課	被害箇所の特定及び各対策部、関係機関等への連絡・応急対策要請		応急復旧	A	●					

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）				
							1日	3日	1週間	2週間	1か月
総務部	総務班・財政班	総務課・監査委員事務局・財政課	被害状況、災害応急対策等の情報収集業務	災害状況、応急対策状況の情報収集取りまとめ	応急復旧	A	●				
総務部	総務班	総務課	治安（防犯）対策		応急復旧	B		●			
総務部	情報システム班	総務課	コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開準備業務	インターネット・庁内ネットワークの被害確認及び利用の確保	応急復旧	A	●				
総務部	情報システム班	総務課	住民情報系システム再開準備業務	業務システムの再開に係る業務	応急復旧	A	●				
総務部		総務課	内部情報系（統合型地図情報を含むグループウェア）システム運用業務		通常	B		●			
総務部		総務課	コンピュータ機器及びネットワーク機器の保守、管理業務		通常	B		●			
総務部		総務課	住民情報系システム運用業務	住民情報系の基幹システムの運用確保	通常	A	●				
総務部		総務課	データバックアップ管理業務	ファイルサーバー等管理サーバーのデータのバックアップ	通常	C			●		
総務部		総務課	郵便等文書の受領・発送に関する業務		通常	C			●		
総務部		総務課	例規審査、訴訟対応業務	緊急性のないものを着手	通常	C			●		
総務部		総務課	自治会関連業務	コミュニティ協議会、自治会との連絡調整	通常	D				●	
総務部		総務課	委任統計に関する事務	必要最小限のものを実施	通常	E					●
総務部		総務課	管理施設の被害の復旧業務	交通公園等	通常	E					●
総務部		総務課	交通指導員の労務管理業務		通常	E					●
総務部	人事管理班	人事課	職員の動員状況の取りまとめに関する業務	職員の動員状況の取りまとめ	応急復旧	A	●				
総務部	人事管理班	人事課	職員の厚生及び給食に関する業務	災害対策本部と連携し、職員用の食料・飲料水等を確保	応急復旧	A	●				
総務部		人事課	職員の労務及びサービス管理事務	非常勤職員・臨時的任用職員の任免関係事務	通常	D				●	
総務部		人事課	給与支払い、人件費執行管理事務	極力、通常どおりに計算し、支給を確保	通常	D				●	
総務部		人事課	健康管理業務	健康相談、メンタルヘルス相談など職員の健康管理	通常	D				●	
総務部		人事課	共済組合、職員健康管理事務	共済組合に関する事務その他の健康管理	通常	D				●	
総務部		人事課	職員の任用、昇給昇格、分限及び懲戒に関する事務		通常	E					●
総務部		人事課	公務災害事務	公務災害の認定手続	通常	E					●
総務部	財政班	財政課	公用車管理・運用に関すること（公用車被災状況確認・緊急通行車両標章交付含む）	公用車の管理（可動可能車両の把握等）及び緊急通行車両の確認手続、標章の交付、証明書の受領、燃料の確保	応急復旧	A	●				
総務部	財政班	財政課	本庁舎等の管理保全業務	庁舎の被害状況の把握、設備等の保全、緊急補修手配、トイレ機能の確保、庁内放送設備の保全、臨時電話等の架設	応急復旧	A	●				
総務部	財政班	財政課	電力設備対策業務	非常用発電機の運転、燃料の確保	応急復旧	A	●				
総務部	財政班	財政課	ライフラインの被害状況及び対応状況等の情報収集		応急復旧	A	●				
総務部	財政班	財政課	災害対応に必要な経費の確保に係る業務		応急復旧	B		●			
総務部		財政課・人事課	宿日直警備業務	機械警備システムの保全、宿日直体制の整備	通常	A	●				
総務部		財政課	庁舎の管理業務	庁舎の清掃など、通常の保全業務	通常	C			●		
総務部		財政課	各種賠償保険業務	契約手続や賠償支払手続など	通常	C			●		
総務部		財政課	市債業務（借入金の返済に係る業務）		通常	C			●		
総務部		財政課	入札等契約事務	工事請負、業務委託、物件調達等の入札の執行	通常	C			●		
総務部		財政課	工事の検査及び進行管理		通常	E					●

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期 (以内)				
							1日	3日	1週間	2週間	1か月
総務部・市民環境部・渥美支所部	被災調査班・被災証明班・赤羽根市民センター班・渥美支所班	税務課・収納課・市民課・赤羽根市民センター・市民生活課	被害調査申請窓口設置	被災調査班と連携	応急復旧	B		●			
総務部	被災調査班	税務課・収納課	被災状況(人的、住家等)の調査	減免の対象事案の調査	応急復旧	C			●		
総務部		税務課	市税の証明、閲覧等に関する事務	証明等の発行業務	通常	C			●		
総務部		税務課	災害に伴う市税の申告の延伸や減免に関する業務	減免等の承認事務	通常	D				●	
総務部		税務課	各種評価、課税、徴収事務	通常事務	通常	E					●
総務部		収納課	税等の滞納整理に関する業務	通常事務	通常	E					●
総務部	会計班	会計課	災害対策に必要な経費の支払い業務		応急復旧	B		●			
総務部	会計班	会計課	義援金受入口座の開設並びに出納及び保管に関する業務		応急復旧	B		●			
総務部		会計課	収入事務		通常	C			●		
総務部		会計課	災害対策以外で期限のある経費(市債償還など)の支払業務		通常	C			●		
市民環境部・渥美支所部	被災証明班・赤羽根市民センター班・渥美支所班	市民課・赤羽根市民センター・市民生活課	被災証明発行業務		応急復旧	C			●		
市民環境部		市民課・赤羽根市民センター	埋火葬許可関係事務		通常	A	●				
市民環境部		市民課・赤羽根市民センター	窓口業務(戸籍関係) ※赤羽根市民センターはシステム可動の場合のみ		通常	B		●			
市民環境部		市民課・赤羽根市民センター	窓口業務(戸籍関係以外) ※赤羽根市民センターはシステム可動の場合のみ	住民基本台帳事務、印鑑登録関係事務等	通常	B		●			
企画部・市民環境部	物資班	企画課・保険年金課・企業立地推進室	物品調達先(災害救助物資の緊急調達に関する協定の締結者)への連絡責任者及び連絡方法の確認業務		応急復旧	A	●				
企画部・市民環境部	物資班	企画課・保険年金課・企業立地推進室	緊急物品等の品目区分別責任者の選定業務		応急復旧	A	●				
企画部・市民環境部	物資班	企画課・保険年金課・企業立地推進室	緊急物品等の調達、保管、配分業務		応急復旧	A	●				
企画部・市民環境部・渥美支所部	庶務班・物資班・赤羽根市民センター班・渥美支所班	企画課・保険年金課・赤羽根市民センター・地域課	物資受入配分業務		応急復旧	B		●			
市民環境部・渥美支所部	物資班・赤羽根市民センター班・渥美支所班	保険年金課・赤羽根市民センター・地域課	支援物資の緊急輸送に関すること		応急復旧	C			●		
市民環境部		保健年金課	福祉医療費助成事業		通常	A	●				
市民環境部		保険年金課	国保資格、給付業務		通常	C			●		
市民環境部		保険年金課	福祉医療費に関する業務		通常	C			●		
市民環境部		保険年金課	国民年金業務		通常	C			●		
市民環境部		保険年金課	後期高齢者医療事務		通常	C			●		
市民環境部		保険年金課	医療保険年金窓口受付事務(届出受理・証発行)		通常	E					●
市民環境部	環境班	環境政策課	被災による大気汚染、水質汚染に係る災害状況の把握業務	水質汚濁、油流出、PCB、ダイオキシン、トリクロロエチレン等の汚染事故緊急対応業務	応急復旧	A	●				
市民環境部	環境班	環境政策課	遺体の収容・検視検案場の設置	遺体の受入、検視検案場の設置	応急復旧	A	●				

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
市民環境部		環境政策課	火葬業務の実施		通常	A	●					
市民環境部		環境政策課	ねずみ・衛生害虫の防除指導・調整		通常	B		●				
市民環境部		環境政策課	狂犬病予防業務		通常	E						●
市民環境部		環境政策課	環境保全に関する業務		通常	E						●
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	施設の被害状況把握業務	廃棄物処理施設等の被害状況の把握	応急復旧	A	●					
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	施設の応急復旧業務	廃棄物処理施設等の応急復旧	応急復旧	A	●					
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	ごみ収集車両等の確保可能状況の確認・報告	ごみ収集者等の確保	応急復旧	A	●					
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	災害応援車両の確保業務	災害廃棄物運搬車両の確保	応急復旧	A	●					
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	資源、燃やすごみ等の収集業務委託業者の指示		応急復旧	A	●					
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	災害廃棄物の量の把握及び一時保管場所の開設業務		応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	災害廃棄物処理に関する他機関への応援要請業務		応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	ごみの搬入先の確認業務（臨時置場等）		応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	被災ごみ（臨時）収集体制の確保業務		応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	避難所開設に伴うごみ収集計画の作成実施	ごみの発生量を推計し、収集処理計画を策定	応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	周辺市町村及び県への応援要請		応急復旧	B		●				
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	災害廃棄物処理	災害廃棄物の処理計画を作成し、計画的な処理を実施	応急復旧	C			●			
市民環境部	廃棄物班	廃棄物対策課	災害廃棄物処理に関する業務		応急復旧	E						●
市民環境部		廃棄物対策課	廃棄物処理施設の運転計画に係る総合調整		通常	A	●					
市民環境部		廃棄物対策課	廃棄物処理施設の維持・運転		通常	A	●					
市民環境部		廃棄物対策課	ごみ収集、運搬業務		通常	C			●			
市民環境部		廃棄物対策課	一般廃棄物処理業許可に関する業務		通常	C			●			
市民環境部		廃棄物対策課	廃棄物の不法投棄対策業務		通常	E						●
市民環境部		廃棄物対策課	産業廃棄物処理業者の監視・指導業務		通常	E						●
市民環境部		廃棄物対策課	資源ごみ等収集業務		通常	E						●
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	福祉施設の被害状況の取りまとめ【被害状況の確認】	市内社会福祉施設の被害状況の把握取りまとめ	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	所管施設の被害状況等の把握・利用者の避難誘導	各福祉センターの被害状況の把握・利用者の避難誘導	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉	日本赤十字社との調整	必要な救援物資数の日赤支部への報告	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	ボランティア支援本部の運営支援（田原市社会福祉協議会との協同）	田原福祉センターに災害ボランティアセンター開設可否を確認、開設時に職員派遣	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	福祉避難所（集団避難生活が困難な要援護者等）の開設及び管理	協定福祉避難所へ市職員を派遣し、協定法人と連携して協定福祉避難所の開設・管理	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	ボランティア支援センター立ち上げのための情報収集と検討	災害ボランティア受入時に必要となるルートや活動してもらう場所等について検討	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	被災者の生活支援業務	田原市赤十字奉仕団に支援を依頼し、炊き出し等食料支援、日用品、毛布等の供給	応急復旧	A	●					
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高齢福祉課	要援護者の安否確認	避難支援等関係者等との協力のもと安否確認	応急復旧	A	●					

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務 種別	着手時期（以内）					
						優先 度	1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	ボランティア支援センターの運営支援		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	ボランティアの登録		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	避難支援等関係者等との連絡調整業務		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	避難場所・在宅等における福祉ニーズの 把握と福祉人材の確保		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	福祉サービスの継続支援		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	福祉班	地域福祉課・高 齢福祉課	災害見舞金、災害弔慰金等支給業務		応急 復旧	D			●		
健康福祉部		高齢福祉課	介護保険窓口業務（申請受付、審査会開 催準備、認定調査）		通常	E					●
健康福祉部		高齢福祉課	介護保険 地域支援事業の実施		通常	E					●
健康福祉部		地域福祉課	生活保護業務（被保護者状況確認含 む。）		通常	D				●	
健康福祉部		地域福祉課	生活資金貸付業務（社会福祉協議会と調 整）		通常	D				●	
健康福祉部		地域福祉課	障害者手当業務		通常	D				●	
健康福祉部		地域福祉課	療育手帳・障害者手帳業務		通常	E					●
健康福祉部		地域福祉課	障害福祉サービス給付・支給決定業務		通常	E					●
健康福祉部	子育て支援 班	子育て支援課	園児の安全の確保及び保護者との連絡に 関する業務	園児の安全の確保と保護者への連絡手 段の確保	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	子育て支援 班	子育て支援課	保育園施設の被害状況の把握	園舎の被害状況の把握と安全の確保	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	子育て支援 班	子育て支援課	保育園運営再開に係る検討・準備	園舎の安全点検、保育資材確保、保育 士の調整等	応急 復旧	C		●			
健康福祉部		子育て支援課	保育園の運営開始	園舎等の安全の確保がされた場所のみ 開始	通常	D				●	
健康福祉部		子育て支援課	児童手当事務	申請受付等	通常	D				●	
健康福祉部		子育て支援課	児童扶養手当、遺児手当事務	申請受付等	通常	D				●	
健康福祉部		親子交流 館・健康課	母子健康手帳交付事務		通常	C		●			
健康福祉部		親子交流 館・健康課	妊産婦・乳幼児訪問関係		通常	E					●
健康福祉部		親子交流館	各種相談業務	子育てコンシェルジュ等による相談業 務	通常	E					●
健康福祉部	救護班	健康課	医療機関の被害状況の取りまとめ【被害 状況の確認】	市内医療施設の被害状況の把握取りま とめ	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	医療救護本部と医療救護所との情報交 換、取組業務の指示【医療救護活動の開 始】		応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	保健所長、三師会、消防による医療救護 活動の情報拠点設置【医療救護本部の設 置】	医療関係機関や現場との情報拠点を設 置	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	愛知県との連絡調整【医療救護班及び他 自治体等保健チームの応援受入れの意向 申出】	広域災害救急医療情報システム (EMIS)及び愛知県災害時高度情報シ ステムでの情報共有	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	各医療救護所の保健師・医師配置状況の 確認【本庁】		応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	トリアージ・医療救護業務の開始【医療 救護所】		応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	医療資機材・医薬品の管理開始、不足時 は本庁へ連絡【医療救護所】		応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	感染症対策	健康診断、消毒措置など	応急 復旧	A	●				
健康福祉部	救護班	健康課	派遣チーム受入れ調整・宿泊等確保【本 庁】		応急 復旧	B	●				
健康福祉部	救護班	健康課	医療救護所閉鎖及び避難所巡回保健指導		応急 復旧	B	●				

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
健康福祉部		健康課	医師会、歯科医師会対応		通常	A	●					
健康福祉部		健康課	健康危機管理（食中毒・感染症等発生時対応等）	（予防は環境政策課、発生後は健康課）	通常	A	●					
健康福祉部		健康課	市民の問合せ対応（医療機関、相談）		通常	B		●				
健康福祉部		健康課	感染症・結核発生に伴う調査		通常	C			●			
健康福祉部		健康課	乳幼児健診		通常	E						●
健康福祉部		健康課	各種相談業務		通常	E						●
産業振興部	農政班	農政課	農業用ため池の被害状況の把握及び国等への報告	ため池の被災状況を管理者から聞き取る等により把握し国・県に報告	応急復旧	A	●					
産業振興部	農政班	農業公園管理事務所	芦が池農業公園の被害状況の把握		応急復旧	A	●					
産業振興部	農政班	農政課・営農支援課	農地・農業施設・農作物の被害状況の把握		応急復旧	B		●				
産業振興部	農政班	農政課	農業用排水機場等の農業用水利施設の被害状況の把握	巡回等により、排水機能や施設の安全性の確認	応急復旧	B		●				
産業振興部	農政班	農政課	漁業関連施設等の被害状況の把握		応急復旧	B		●				
産業振興部	農政班	農政課	被災した農業用排水機場等の農業用水利施設の機能普及等の応急対応	被災した施設の機能復旧や安全対策にかかる応急対応	応急復旧	C			●			
産業振興部	農政班	農業公園管理事務所	芦が池農業公園の補修・維持		応急復旧	C			●			
産業振興部	農政班	農政課・営農支援課	家畜の防疫		応急復旧	C			●			
産業振興部	農政班	農政課・営農支援課	家畜飼料の確保	J A、事業者等と協力し、家畜飼料の確保	応急復旧	D					●	
産業振興部		農政課	農業振興計画等各種手続に関する事務		通常	D						●
産業振興部		農政課	森林法の伐採届け出事務		通常	D						●
産業振興部		農業公園管理事務所	サンテパルク田原の運営		通常	D						●
産業振興部		営農支援課	営農支援に関する業務		通常	D						●
産業振興部		商工観光課	所管施設の管理業務（維持保全）	蔵王産展望台、まつり会館、観光トイレなど	通常	C			●			
産業振興部		商工観光課	金融対策業務	中小企業信用保険業務など	通常	C			●			
産業振興部		農業委員会事務局	農地転用等業務、農業委員会の開催		通常	E						●
産業振興部		農業委員会事務局	農業者年金業務		通常	E						●
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	樋門の運転及び維持管理業務		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	国、県管理道路の被害状況及び交通規制等の情報収集		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	保安措置に係る業務（道路等）	道路への倒壊物等、通行障害物の除去ほか保安確保	応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	道路、橋りょう及び河川の被害情報の収集		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	県、国、関係機関への情報交換	国土交通省、県、警察等との情報交換	応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	緊急輸送道路の確保		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	二次災害防止のための交通規制		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	協定業者等との連携による応急復旧		応急復旧	A	●					
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	管理施設の応急復旧に係る業務（道路等）		応急復旧	B		●				
都市建設部	土木班	維持管理課、建設課	被害箇所の応急復旧		応急復旧	C			●			
都市建設部		建設課	非常災害時土地利用許可申請業務	土地収用法第122条第1項に基づく土地使用許可	通常	A	●					

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期 (以内)				
							1日	3日	1週間	2週間	1か月
都市建設部		建設課	用地買収・補償業務		通常	C			●		
都市建設部		建設課	積算システムの保守・管理		通常	D				●	
都市建設部		維持管理課、建設課	漁港、港湾及び海岸施設の被害情報の収集		通常	A	●				
都市建設部		維持管理課、建設課	既発注工事の施工管理業務		通常	B		●			
都市建設部		維持管理課	大口(中電、NTT、ガス)一般占用に関する業務		通常	B		●			
都市建設部		維持管理課	境界確定に関する業務		通常	B		●			
都市建設部		維持管理課	市道証明、窓口業務、道路台帳閲覧		通常	C			●		
都市建設部		維持管理課	作業届、道路使用、通行止め、占用の受付処理に関する業務		通常	C			●		
都市建設部		維持管理課	土砂災害防止法、砂防指定地、急傾斜地内行為に関する業務		通常	C			●		
都市建設部		維持管理課	屋外広告物関係業務		通常	E					●
都市建設部		維持管理課	公園、広場の維持管理の業務		通常	E					●
都市建設部		維持管理課	道路、河川、公園の維持修繕、管理業務		通常	E					●
都市建設部		維持管理課、建設課	設計・積算・施工管理		通常	E					●
都市建設部		維持管理課、建設課	市道改良事業に関する業務		通常	E					●
都市建設部	都市政策班	街づくり推進課	公共交通機関の運行状況及び被害状況等の情報収集	豊橋鉄道渥美線、伊良湖本線・支線、市ぐるりんバス、タクシー、フェリー等	応急復旧	A	●				
都市建設部	都市政策班	街づくり推進課	管理施設の応急復旧に係る業務		応急復旧	A	●				
都市建設部	都市政策班	街づくり推進課	公園トイレ等の被災状況の確認		応急復旧	B		●			
都市建設部	都市政策班	街づくり推進課	公園、緑地等所管施設の緊急利用に関する調整		応急復旧	B		●			
都市建設部	都市政策班	街づくり推進課	ぐるりんバスの運行	安全が確認される経路の運行に関する調整、代替輸送手段としての車両管理	通常	C			●		
都市建設部		街づくり推進課	76条申請許可		通常	D				●	
都市建設部		街づくり推進課	国土利用計画法に係る受付・副申業務		通常	D				●	
都市建設部		街づくり推進課	窓口業務(届出受理、証明書発行等)		通常	D				●	
都市建設部		街づくり推進課	大規模開発等相談業務		通常	E					●
都市建設部		街づくり推進課	土地対策会議業務		通常	E					●
都市建設部		街づくり推進課	公園占用、行為許可		通常	E					●
都市建設部	建築班	建築課	市営住宅の被害状況の把握	電話・メール等で各市営住宅の管理人に連絡、市営住宅の被害状況を収集	応急復旧	A	●				
都市建設部	建築班	建築課	公共建築物(本庁舎)の被害状況の把握	財政班の依頼により、本庁舎の応急危険度判定実施・報告	応急復旧	A	●				
都市建設部	建築班	建築課	被災宅地危険度判定業務	被災宅地危険度判定士や他自治体の職員の要請等の調整を含む	応急復旧	B		●			
都市建設部	建築班	建築課	被災住宅応急修理	住家の応急修理把握・相談・受付、応急修理業者への依頼、県へ報告等	応急復旧	B		●			
都市建設部	建築班	建築課	応急危険度判定	判定実施計画の策定、判定士・判定士コーディネーターの要請・受入等	応急復旧	B		●			
都市建設部	建築班	建築課	市営住宅への一時入居(提供する住宅の選定・確保)	地域の被災状況を考慮し、利用可能な空家の確保	応急復旧	C			●		
都市建設部	建築班	建築課	応急仮設住宅建設用地の選定、調査、要望	災害時の状況により、事前に予定した建設用地の中から選定	応急復旧	C			●		

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）				
							1日	3日	1週間	2週間	1か月
都市建設部	建築班	建築課	応急仮設住宅建設の業務調整（県）	住宅の被害状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に設置を要請	応急復旧	C			●		
都市建設部	建築班	建築課	相談窓口の開設	市営住宅への一時入居に関する相談窓口の開設	応急復旧	D				●	
都市建設部	建築班	建築課	市営住宅への一時入居	一時入居する住宅の使用料等の減免措置の検討	応急復旧	D				●	
都市建設部	建築班	建築課	応急仮設住宅建設現場監理	県が建設する応急仮設住宅の現場監理（原則、災害発生から20日以内に着工）	応急復旧	D				●	
都市建設部	建築班	建築課	応急仮設住宅入居希望調査	要配慮者に注意し、住宅が全壊・全焼・流出等の条件に照らし合わせ選定	応急復旧	D				●	
上下水道部	水道班	水道課	水道施設の被害状況の確認	中央監視盤、職員参集時の報告、施設巡回（2人一組で実施）	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	県水の被害状況の確認	東三河水道事務所	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	重要施設等の被害状況の確認	本部から医療機関、福祉避難所の情報を得る	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	被害状況の報告	本部事務局へ報告	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	応急給水箇所、応急給水方法の決定	供給可能な給水区域と断水区域を想定し、応急給水量を算定したうえで決定	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	応急給水に必要な応援人員、給水車、資材等の決定		応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	緊急水源井の使用可否の決定	生活雑用水としての使用	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	断水・応急給水等広報	市ホームページ、同報無線、SNSにより発信 マスコミへの情報提供	応急復旧	A	●				
上下水道部	水道班	水道課	応援要請（日水協、水道組合）	覚書、協定に基づく要請	応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	県への要請	必要に応じ 県の応急給水支援設備の使用 赤羽根・城下広域調整池の活用	応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	応援要請状況の報告	庶務班へ報告	応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	応急復旧の順位と方法を決定		応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	応急復旧資材の確認と手配		応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	応急給水活動（拠点給水）	耐震性貯水槽10か所、配水池（六連、伊良湖）へ人員を配置（各2名）	応急復旧	B		●			
上下水道部	水道班	水道課	応急復旧資材の確保と配置		応急復旧	C			●		
上下水道部	水道班	水道課	応急給水活動（運搬給水）	配水池から避難所等へ給水車で運搬	応急復旧	C			●		
上下水道部	水道班	水道課	応急復旧工事の実施	配水池、配水管、給水管（一時側）の緊急修繕を応援者等に依頼	応急復旧	C			●		
上下水道部	水道班	水道課	応急復旧工事状況の把握	状況写真、復旧依頼内容を整理 災害復旧費補助金申請準備	応急復旧	C			●		
上下水道部	水道班	水道課	応急給水活動（仮設給水）	復旧した管路の消火栓等を使用	応急復旧	D				●	
上下水道部		水道課	公印・車両に関する業務	水道事業の公印の管理、給水車等所管公用車の管理運行	通常	A	●				
上下水道部		水道課	監視業務（緊急体制）		通常	A	●				
上下水道部		水道課	収入・支出事務		通常	C			●		
上下水道部		水道課	水道使用開始、中止の届出に伴う開閉栓業務		通常	C			●		
上下水道部		水道課	監視業務（通常体制）		通常	D				●	

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期 (以内)					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
上下水道部		水道課	漏水修繕業務		通常	D					●	
上下水道部		水道課	点検業務		通常	D					●	
上下水道部		水道課	水質検査業務		通常	D					●	
上下水道部		水道課	浄水場、配水場等の施設点検、維持管理		通常	D					●	
上下水道部		水道課	工事検査に関する業務	給水装置検査等	通常	E						●
上下水道部		水道課	給水異常の対応業務		通常	E						●
上下水道部		水道課	検針業務		通常	E						●
上下水道部		水道課	量水器管理業務		通常	E						●
上下水道部		水道課	漏水調査		通常	E						●
上下水道部	下水道班	下水道課	下水道管路施設(集落排水施設を含む。)の被害調査(幹線管路・枝線管路・マンホール・処理場)		応急復旧	A	●					
上下水道部	下水道班	下水道課	国土交通省、県、下水道協会等関係機関との連絡調整業務		応急復旧	A	●					
上下水道部	下水道班	下水道課	避難所開設に伴う仮設トイレ設置状況の把握業務		応急復旧	B		●				
上下水道部		下水道課	特定施設の各種届出に関する業務		通常	E						●
上下水道部		下水道課	下水道事業・集落排水事業受益者負担金業務		通常	E						●
上下水道部		下水道課	浄化槽法に基づく届出業務		通常	E						●
上下水道部		下水道課	下水道施設(処理場、中継ポンプ場、M P、管路)の緊急修繕業務		通常	E						●
渥美支所部	渥美支所班	地域課	支所庁舎及び渥美文化会館、渥美郷土資料館等の管理保全業務	庁舎等の被害状況の把握、設備等の保全・緊急補修手配、ネットワーク機能の確保、非常用電気の運転、燃料の確保	応急復旧	A	●					
渥美支所部	渥美支所班	地域課	湛水防除用排水機場の被害認定、二次災害防止のための運転及び維持管理業務	渥美地域内の排水機場(11機場)及び農業用施設(4樋門)の被害確認及び応急修繕	応急復旧	A	●					
渥美支所部	渥美支所班	地域課	渥美地域内の道路、橋りょう及び河川の被害情報の収集		応急復旧	A	●					
渥美支所部	渥美支所班	地域課	渥美地域全体の要請事項の把握及び連絡調整		応急復旧	B		●				
渥美支所部		地域課	渥美地域内の道路、河川、公園及び排水機場等の農業用施設の維持修繕、管理業務		通常	E						●
渥美支所部		市民生活課	埋火葬許可関係事務	市民環境部との連携業務	通常	A	●					
渥美支所部		市民生活課	窓口業務(戸籍関係) ※システム可動の場合のみ		通常	B		●				
渥美支所部		市民生活課	窓口業務(戸籍関係以外) ※システム可動の場合のみ	住民基本台帳事務、印鑑登録関係事務等	通常	B		●				
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	教育委員の安否確認		応急復旧	A	●					
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	学校施設の被害状況及び対応状況の把握(各所管課からの情報収集)		応急復旧	A	●					
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	安否確認業務(児童生徒・教職員)		応急復旧	A	●					
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	市等の防災対策状況、市内外の災害発生状況、ライフラインの復旧・運営状況、交通機関の運行状況などの把握と市立学校への情報提供		応急復旧	B		●				
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	学校施設の被害状況及び応急復旧状況のとりまとめ		応急復旧	C			●			
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	児童生徒の心理的ケアに関する業務	専門家の派遣等児童生徒の心のケア	応急復旧	C			●			
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	学校施設への避難状況の把握及び避難所運営との連絡調整	避難所となっている学校施設の状況を把握し、避難所利用と学校利用との調整を図る	応急復旧	C		●				

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務 種別	優先 度	着手時期（以内）				
							1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	臨時休校措置に関する業務	授業が困難な場合において保護者等への連絡等必要な措置	応急復旧	C			●		
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	被災児童・生徒への対応業務		応急復旧	C			●		
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	市立学校施設の応急復旧対応		応急復旧	D				●	
教育部	教育班	教育総務課、学校教育課	学校再開に向けた復旧対策の実施		応急復旧	E					●
教育部	教育班	教育総務課	教育委員会の開催運営		通常	D				●	
教育部	教育班	学校教育課	就学業務		通常	D				●	
教育部		教育総務課	スクールバス運行业務		通常	E					●
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難場所の開設準備（安全確認）、避難者の受入れ	各避難所の現場職員が不足する場合は、補充要員を派遣する	応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難場所自主運営組織立ち上げの支援	各避難所の現場職員が不足する場合は、補充要員を派遣する	応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難者名簿の配布、回収、送付（FAX等）、更新		応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難者からの要請要望への対応	必要に応じて、各対策班と連携を取り対応する	応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難者名簿の総取りまとめ及び避難状況集計報告書の作成	各避難所の避難者の情報を把握する	応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	避難所の管理運営に関する業務	各避難所への職員の配置配分を計画	応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	文化・体育施設の利用者の避難誘導 同施設の被害状況及び対応状況の把握		応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	図書館	図書館の利用者の避難誘導		応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	文化財課	博物館の利用者の避難誘導		応急復旧	A	●				
教育部	生涯学習班	図書館	図書館施設被災状況把握		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	図書館	図書館被害箇所の仮復旧		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	文化財課	被災文化財・資料応急措置		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	文化財課	博物館施設被災状況把握		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	文化財課	文化財等被災状況把握		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	文化財課	博物館被害箇所の仮復旧		応急復旧	B		●			
教育部	生涯学習班	図書館	図書館被害箇所の本復旧		応急復旧	D				●	
教育部	生涯学習班	文化財課	博物館被害箇所の本復旧		応急復旧	D				●	
教育部	生涯学習班	生涯学習課・スポーツ課	文化・体育施設予約利用者への情報提供に関する指定管理者との協議		応急復旧	E					●
教育部	生涯学習班	文化財課	被災文化財・資料等復旧計画策定		応急復旧	E					●
教育部		生涯学習課	放課後児童クラブの運営		通常	E					●
教育部		生涯学習課・スポーツ課	施設予約利用者への連絡		通常	E					●

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期 (以内)					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
教育部		生涯学習課・スポーツ課	各施設維持管理業務		通常	E						●
教育部		文化財課	埋蔵文化財申請事務	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地に該当した場合の申請事務手続きを行う	通常	E						●
教育部		文化財課	博物館施設管理業務		通常	E						●
教育部		図書館	(開館) ・図書資料貸出・返却業務		通常	E						●
教育部	生涯学習班	給食センター	給食センターの被害状況、災害応急対策の情報収集及び関係機関への通報		応急復旧	A	●					
教育部	生涯学習班	給食センター	炊出し等による食品給与の協力		応急復旧	B		●				
教育部		給食センター	給食管理運営業務(食数管理・給食献立・物資・配膳員雇用に係る業務)		通常	D						●
教育部		給食センター	給食センター維持管理に係る業務		通常	D						●
消防部	消防班	消防課	警戒区域の設定及び避難措置		応急復旧	A	●					
消防部	消防班	消防課	消防団施設の被災状況の把握		応急復旧	A	●					
消防部	消防班	消防課	消防団の出勤体制の確立		応急復旧	A	●					
消防部	消防班	消防課	消防関係機関との連携業務		応急復旧	A	●					
消防部	消防班	消防課	県内広域消防相互応援協定に基づく業務		応急復旧	A	●					
消防部		予防課	火災調査業務		通常	C			●			
消防部		予防課	禁止行為の解除申請事務		通常	E						●
消防部		予防課	建築確認申請の同意事務		通常	E						●
消防部		予防課	危険物施設の許認可事務		通常	E						●
消防部		予防課	消防用設備等の設置検査		通常	E						●
消防部		予防課	少量危険物等に関する届出事務		通常	E						●
消防部	指揮班	消防署	通信施設、設備の確保		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	気象観測、火災警報その他消防通信業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	消防施設等の被害状況把握の業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	市内人的被害状況の早期把握の業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	防災・ドクターヘリコプターの活用業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	消防活動状況の把握業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	消防資機材の確保業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	消防職員の配置計画業務		応急復旧	A	●					
消防部	指揮班	消防署	署指揮本部設置業務		応急復旧	A	●					
消防部		消防署(分署含む)	危険物に係る事故等の対応		通常	A	●					
消防部	警防各班	消防署(分署含む)	火災防御警戒		応急復旧	A	●					
消防部	警防各班	消防署(分署含む)	救急・救出救助活動業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	議員の安否確認業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	正副議長への災害状況の情報提供業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	議会BCPに基づく議会機能の回復・維持業務		応急復旧	A	●					

対策部	対策班 (応急復旧業務)	所属名称	業務名	業務概要	業務種別	優先度	着手時期（以内）					
							1日	3日	1週間	2週間	1か月	
議会事務局	議会班	議事課	議会BCPに基づく議会災害対策会議の設置・運営業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	市災害対策本部との災害情報共有化業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	議員への災害状況の情報提供業務		応急復旧	A	●					
議会事務局	議会班	議事課	議員から提供される情報の整理業務		応急復旧	A	●					
議会事務局		議事課	必要に応じて、議運・全協・常任委員会・本会議（臨時議会）等開催業務		通常	C			●			
議会事務局		議事課	請願・陳情・意見書等処理業務		通常	E						●

田原市業務継続計画
(地震津波災害対策編)

令和5年3月改定

田原市防災局防災対策課

〒441-3492

田原市田原町南番場30番地1

電話 代表 0531-22-1111

直通 0531-23-3548